

令和元年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

令和元年6月18日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 3 報告第 8号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 4 議案第 2号 財産の取得について
- 第 5 議案第 3号 町道の路線認定について
- 第 6 議案第 4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第 7 議案第 5号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 御船町単独住宅管理条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第 8号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第 9号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第10号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第11号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第12号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 中城 峯 雄 君 | 2番 井藤 はづき 君 |
| 3番 宮川 一 幸 君 | 4番 福本 悟 君 |
| 5番 田上 英 司 君 | 6番 増田 安 至 君 |
| 7番 森田 優 二 君 | 8番 岩永 宏 介 君 |

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
11番 清水 聖 君 12番 井本 昭光 君
14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

13番 岩田 重成 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰弥 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝久 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第1、報告第6号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 全員協議会でも質問しておりましたが、同じ質問をいたします。報告第6号は、これは2つあります。御船町税条例と国民健康保険条例の一部改正です。これの改正によりまして、どのような町民がどのような影響をうけるのか、実際は、それをできるだけわかりやすく御説明をお願いいたします。

○税務課長（上村欣也君） 福永議員の質問にお答えします。

まず、今回御船町税条例の一部を改正する条例、また御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を行います。

まず、御船町税条例の一部改正する条例の説明を行います。まず、今回の条例に関しまして、3つに分けたいと思っております。まず、個人住民税ということで、寄附金控除額の改正。これはふるさと納税の見直しということになっております。制度の健全な確定に向けて、一定のルールの中で、地方団体が創意工夫をすることにより、全国各地の活性化につなげるためふるさと納税の制度を見直すということになっております。

これまでは、自肅助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うように要請を行っていたもので、決まり事ではございませんでした。今回、基準に適合をする地方団体をふるさと納税特例候補者の対象として指定する、となっております。寄附金の募集を適正に実施する団体というのが決まっております。また、返礼品を送付する場合には、以下のいずれかを満たす地方団体ということで、以下の二つで言いますと、返礼品の割合を3割以下とする。また、返礼品は地場産品とするということになっております。この改正は、平成31年6月1日以降に支出された寄附金から適用されるということになっております。

続きまして、個人住民税における住宅ローン控除に係る対応ということです。これは消費税率が10%適用される住宅取得等について、住宅ローンの控除の期間が3年延長となっております。今回の改正に伴い、個人住民税における住宅ローン控除に係る対応も延長され、控除期間においては、所得税から控除しきれない額について現行制度と同じ控除、限度額の範囲において個人住民税から控除することとなっております。

続きまして、個人住民税の非課税の範囲内の改正。これは、子どもの貧困に対応するために、事実上婚姻関係でないということを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年度の合計所得額が135万円以下であるということで、ひとり親に対し個人住民税を非課税とするとなっております。

また、この個人住民税の非課税の対象ですけれども、施行は令和3年の1月1日からの

施行となっております。

続きまして、固定資産税に関することです。高規格性能の整備に伴う建替え家屋に係る税額の減免措置ということで、高規格整備事業の事業区域内における家屋の取得者が事業の実施による仮移転し事業ごとに一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の税額を、最初の5年度分を減額するという措置であります。

この制度に備えましては、平成30年7月に発生しました西日本豪雨、また同年9月の台風等によりまして全国各地で高潮を記録する発生、そういうことがありまして、それに伴って行われた税改正という、税条例の改正と思っております。

続きまして、熊本地震の被災住宅用地に係る課税基準の特例措置ということで、被災等により滅失、損失した住宅の敷地に係る固定資産税について、被災後2年度分、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税基準の特例措置を適用される被住宅用地について、住宅用地として使用できないということを町長が認める場合、適用期間を2年分延長するというようになっております。

続きまして、軽自動車税になります。これは、グリーン化特例ということで、平成31年度、令和2年度分の所得分については、現行の特例措置を延長するとなっております。

それに伴いまして、2つあります。主要基準化対策といたしまして、環境割性能の臨時的な軽減、消費税引き上げに伴う対応といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用というふうになっておりまして、環境性能割の税額を1%軽減するとなっております。

続きまして、グリーン特化例の大幅な見直しということで、環境性能割の導入を契機に自家用の自動車に係るグリーン化特例の対象を電気自動車に限定するということです。消費税の値上げに配慮いたしまして、現行制度を2年延長したうえで、令和3年4月1日以降に初回の新規登録を受けた自家用乗用車から起用するとなっております。

続きまして、御船町の国民健康保険税条例の一部を改正するというので、今回は基礎基準額に係る課税限度額の引き上げということで、課税引き上げの高所得の負担増をとということで、医療費分の税分が58万円から61万円に上がるということです。

続きまして、低所得者に係る減額措置拡充ということで、中低所得者に係る5割軽減及び2割軽減について、減額措置を行う。まず、5割軽減の対象になる方の世帯においては、27万5,000円から28万円と。2割軽減の対象になっている方は50万円から51万円となってお

ります。その国民健康保険税は平成31年度分の国民健康保険税から適用になるとなっております。

ほか、今まで説明いたしました中で、福永議員のほうから、わかりやすくということで出しておりますけれども、まずふるさと納税に関しましては、対象はわかっておりますので、そういうふうに、一応町内外となっております。また住宅ローンに関しましては、この家を買われた方に対するの対応となっております。

また子どもの貧困に対する特例措置ですけれども、これは現在4月1日、御船町においては176名の方が対象になっておりますけれども、現況届等によりまして、135万円以上であれば、それが非課税にならないという規定であります。

また、熊本地震の被災住宅に係る減税措置ですけれども、これも今は家を取り壊しても、そのまま家を建てないままにおいてもそれは対象になるというのが、今回の熊本地震の措置ということです。また、軽自動車税に係るポイントは、この車を購入したということに対するの対象となっております。

続きまして、国民健康保険税です。2つ、今回あっておりますけれども、高所得の負担増。高所得といいますと、これが58万円を超える、この方に対するの対象になっていると思っております。また、中低所得に対しては、5割軽減に対しては低所得の方27万5,000円以上が対象になりまして、2割軽減の場合には、中所得という形で50万円以上となる場合には、対象になるというふうになります。

○9番(福永 啓君) ちょっと、その理解ができていのかどうかまとめたいと思うのですが、ふるさと納税は制度の話ですので、直接町民の方々にかかわることはないと思います。そして、町としましても、きちっと基準はもって仕事しているわけですから、ふるさと納税の減額とか何とかの対象に外れたわけでもないということでもいいかなと思います。

あと、その中で、今のことをおしなべて言えば、町民の方々に新たな負担を強いるような部分は、たしか1カ所だけですか、可能性があるとしたら。国民健康保険税において、今まで、国民健康保険税というのは何人で一緒にかかっている、最高の税額は58万円打ち切られていたと。それが、58万円が限度額だった方が58万円が61万円になると。それが、新たに町民の方々に負担を強いる部分になる可能性がある。ほかの部分に関しましては、今現状よりも若干減るか、もしくは継続か、という形になるように聞こえましたけれども、おしなべて言えば、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長（上村欣也君） はい、よろしいです。

○9番（福永 啓君） わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第7号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 幾つか質問をします。まず、都市計画マスタープラン改訂事業、これについて、詳しくお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 今回出しています都市計画マスタープラン改訂事業ということで、今、マスタープランの見直しを行っております。それと同時に、今コストコ周辺に係る交通量の解析調査も含まれたところの繰り越しということになっております。契約金額から、前渡金を差し引いた額が5,464万3,000円という額で、今回提示をしております。

○10番（田上 忍君） これは、右側の内訳を見ますと、一般財源がとても多いと。前渡金を含めた一般財源は幾らになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 前渡金が611万円出しておりますので、右側の一般財源が5,178万2,000円ということになります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。ほとんどがコストコ進出に向けての事業かなと思います。

続いて、危険ブロック安全対策事業、これについても説明をお願いしていいですか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えします。

危険ブロック対策事業は昨年地震によりブロック塀が壊れて、小学生の児童が亡くなったという事件を受けまして、ブロック塀の安全対策事業を行っております。町内で3カ所危険箇所があったのですけれども、そのうちの1カ所御船小学校の北側、田んぼ側の工事が残っておりまして、本年度その工事を行う予定です。

○10番（田上 忍君） では、これは全部公共の施設の部分ということでよろしいですか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校に関する施設の分となります。

○10番（田上 忍君） はい、では続いて、昨日の通学路の関係一般質問しましたけれども、通学路対策、防犯灯設置事業とあります。この説明をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

場所につきましては、北園茶屋本線の防犯灯設置事業は地震前から計画されておりまして、それが手付かずになったものです。本年度中に設置する予定です。

○10番（田上 忍君） その防犯灯は何灯ぐらいつけるのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 20灯ほどを予定しております。

○10番（田上 忍君） はい、20灯つけていただくと大分明るくなるのかなと期待しております。

それから次、農地農業用施設災害復旧事業、それについての説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、28年災の繰越件数が202件、29年災が7件、30年災が3件ということと、昨日、森田議員からも御質問がありましたが、査定漏れの38件を含めた250件が繰り越しという形になっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、その繰り越した250件、これについては、大体いつ頃工事に入って、いつ頃完成する。そういうのは出ておりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

繰り越し250件のうち、発注件数が212件、未発注件数が現在までのところ38件となっております。工期につきましては、今年の12月までに180件、それと来年3月までに70件の完了を目指し、今事務を行っております、引き続き施工管理を進めてまいるというところでございます。

○10番（田上 忍君） それと今、積み残しが出てくるように今受け取ったのですが、それについては、いつの完成を目指しますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

施工現場等の条件等もございしますが、来年3月までの完了というところで思っております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、今年度中に進めていくということで理解いたしました。

た。

では、もう1点ですが、宅地耐震化事業、これについての説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 熊本地震に伴います災害復旧工事になります。宅地耐震化事業ということで、大規模盛土工事が繰越件数4本、それから同じく宅地耐震化事業の拡充工事4本ということになります。そのうち、今合計11本なんですけど、今のところ2本竣工をしております。

昨日の森田議員の質問にもありましたように、明許繰越事業については、年内竣工を目指して今進めているところです。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

今、回答では年内ということなんで、12月までということまで理解いたしました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） この事業に関しましては、もう既に予算が通っております、すべて明許に関しましては予算が通っておりますけど、事業のみを繰り越すということになってくるわけなのですが、一つ一つ聞いていくと時間が足りませんので、もう全部お聞きしたいのですが、一番やはり気になっているのは、ここに出ている繰越事業、これが今年度中にすべて終わるのかどうか。過去には終わらないので、1回これを減額して、また新たに上げるということもございました。そういうことが行われぬのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この議案書の23ページ、そして24ページ、この部分が一般会計、公共下水道事業に関します明許繰越の事業になります。これに関して、特に大きな繰越事業としまして、災害公営住宅の建設事業、それともう1つは、災害復旧事業がありますが、昨日の一般質問でも回答しましたとおり、この事業に関しましてはすべて本年度中の完成を予定しております。

○9番（福永 啓君） これは復旧事業ですね、この中で、今年度中に終わらなければならぬし、また、前回みたいに終わらなかったから1回取り下げて、また新たにたてるということがないようにですね。工期を守って管理施工をお願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第8号 事故繰越し繰越し計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第8号、「事故繰越し繰越し計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） これも実は繰越し明許と全く同じ質問です。この事業も、絶対今年度中に終わらなければいけないのですが、性格上、また終わらないからということで一回下げるとかいうことがないようになりたいと思いますが、現状はそのような可能性があるのかどうか。また、終わる見込みが立っているのかどうか、そのあたりをお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議案書の26ページ、事故繰越しになります。この事故繰越しに関しましては、今年度が最終年度となります。3年目の最終年度になりますので、この事業に関しましてももう完全に今年中に完了するものと思います。完了します。

○9番（福永 啓君） そうですね。ぜひ、また終わらないで、一回下げて、また新たに事業として出るようなことがないように施工管理をよろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

○8番（岩永宏介君） この26ページです。説明書きが非常に具体的なのですが、見やすくなったなというふうには思うのですが、これは例えば、この1、2、3、4、そこに書いてある工事については、具体的にはどこなのですか。例えば、そういう場所がわかればここに説明に書いていただくならと思ったのですが、わかりますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農地用施設災害復旧事業、こちらにつきましては、高山地区のため池の復旧工事となっております。検査のほうは5月23日に完了しております。

○建設課長（野口壮一君） 災害復旧の公共土木災害復旧費について説明をいたします。3段目の同一路線上の複数の工区があるということでありまして、道路を見直しまして、川鳴向山線、それから北園有水線、それから五ヶ瀬鍾乳洞線等がこの道路の分になります。河川のほうは、大内川、吹野川、田畑川、座女木川、下梅木川となります。宅地耐震化事

業については、これは町内全域ということになります。

○復興課長（島田誠也君） 災害公営住宅整備事業につきましては、古閑迫地区、一丁目第Ⅰ団地、それから木倉地区、小坂地区の予算となっております。特に、用地の確保に時間を要した地域は小坂地区と木倉地区になります。

○議長（池田浩二君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第2号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第2号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 災害公営住宅は7カ所100戸建設、当初予定どおり進んでおりますけれども、この上高野地区は用地の確保は早く済んだと思いますが、来年の3月完成ということで、一番最後になりましたけれども、理由は何でしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 今回、上高野地区の災害公営住宅の買い取りの議案を上げさせていただいております。上高野地区につきましては、昨年11月には用地の売買契約を締結しておりました。その後、抵当権が設定されている土地がございまして、そちらの抹消の手続きを地権者にやっていただいておりますところですが、途中で地権者の方がお亡くなりになられるという事態が発生し、それから相続の遺産分割協議あたりの手続きにも手間取りまして、抵当権の抹消の登記が完了したのが6月3日でございます。その件もありまして、開発許可等も遅れ、今回の議会に議案を提出させていただくことになったということになります。

○1番（中城峯雄君） そういう事情があったのですね。はい、わかりました。

この審査報告書を読みますと、ランドウィルさんは、近くには菅原神社という神社がありまして、その神社と一体となった木立がありまして、そういった提案をされておりますので、かなり心待ちに入居者の方はされておりますので、早い、2月という完成ですけれども、その旨皆さんにはお伝えしておりますので。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 確認ですが、今現在、同じ質問がありましたけれども、完成及び入居の日にち、これについての遅れ等、もしくは早くなる等、そういうのはございますでしょうか、予定よりも。

○復興課長（島田誠也君） 現在の予定では、先ほども申しましたように、今回の議会の議決後に契約を締結させていただいて、2月末の完成、3月の入居という予定で進んでおります。[「予定そのままですね」と呼ぶ者あり] はい。

○10番（田上 忍君） 今回いいように出ておりますが、今まで完成した、例えば、この間木倉団地を内覧したのですが、そこと同じような設備、あと広さという風に大体思っってよろしいのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） はい。上高野地区につきましては、平屋の戸建て住宅となっております。広さにつきましては、2LDKが10戸、3LDKを3戸、合計13戸の建物を買取る予定にしております。仕様等については、アパートタイプとほぼ同じになりますが、戸建というところが大きく違うところかなと思っております。

○10番（田上 忍君） この住宅についても、いわゆる最終的に完成したときにはカーテンやエアコン等は当然入居者がつけるかと思うのですが、主として補助金もたしか10万円ちょっと出たかと思えます。その価格では、例えば3LDK、今はやっぱりこのようにとても暑い日々が続いております。エアコンは各部屋に少なくとも1個は要るのではないかと思います。そのあたりは、補助金10万円ではこの辺を完全に賄うことはできないと思います。何かほかにいい方法はないかと思っておりますが、その辺は何か考えはありませんか。

○復興課長（島田誠也君） 現在のところ転居費用の10万円と町営住宅の入居助成10万円という形での助成しか予定をしておりません。

○10番（田上 忍君） はい、できれば今、木造仮設これからどんどん解体されていきます。そして、あとプレハブについても県にリースなので返却されていきます。その中についているエアコン等を、この辺を有効活用できないかと思っておりますから、今後、県との交渉なり何なりでその辺をやっていただけるならと思っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 町道の路線認定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第3号、「町道の路線認定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（増田安至君） こちらの道路、多分田上打設さんがあるところから下ってきた、約何メートルぐらいで、ここが町道になったときに、この周辺、今後整備の計画とかございませるかということで質問します。

○建設課長（野口壮一君） 今回、県道御船甲佐線の新しい道路に伴う旧道の町道認定ということになります。今回出しています議案の説明資料の56ページを御覧いただきたいと思えます。今回旧道となる部分、約350メートルをこのバイパス、新しい道路ができた後に引き継ぎを受けて、町道に引き継いでいくという計画でおります。

後のほうの質問をもう1回、すみませんが。

○6番（増田安至君） 後のほうは、町道編入された後の管理等は町できちんと対応されますかという。

○建設課長（野口壮一君） 今回、新しい道路の計画が、令和3年度末までには完成するということになっております。1回目の引き継ぎに伴います現道の県との立ち会いをしております。これが、令和3年3月末に引き継がれる前に、もう1回立ち会いをして、修復等をやってもらった後引き継ぐということになります。その後の管理については、町の管理に移管してくるということになります。

○6番（増田安至君） わかりました。田上打設さんを越えたあたりから下っていくところは非常に離合するのがしにくくて、とても危ない場所なんですよ。だから事故に遭いそうになったこともありますので、しっかり管理のほうをお願いします。

○9番（福永 啓君） この町路認定は、県道が新たにですが、きれいになって新たに造られるわけです。そして、だから今まで県道として利用していたところが町道に編入しようということなのですが。今までそのような例は多々ございました。そして今までは一般的にその道路が県道がきちっとできた後、もしくはもう済んでいるとかに、もうできますので、町にしてくださいと、町道認定にしてくださいとずっとやってきました。今回順番は、随分前ですよ。まだ始まっていないというところなのですが、そのようになった理由と、そういう基本的な慣習なのかルールなのかわかりませんが、それが今回変わって、今後は大体ずっとこの形になっていくのかなのかどうか。そのあたりを御答弁ください。

○建設課長（野口壮一君） 先般の議会の全員協議会のときにもその話が出たと思いますが、熊本県で道路の改良工事に伴い生じる旧道の市町村引継事務処理要領というのを定められております。これは、昭和55年に制定されているわけなのですが、平成27年8月21日に一部改正が行われております。この中で、県の事業採択の要件が追加規定がされております。この中で、土木部長は市町村道の認定及び区域の決定を確認後、当該改良工事の事業再採択の手続きを行うものとするという規定が、この平成27年に規定が改正されております。

よって、今回手続きとして、まずは町道認定をして、その後に告示をしていくという手続きになります。今後も、この事務処理要領に従って手続きがなされていくということになります。

○9番（福永 啓君） わかりました。

○議長（池田浩二君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、「町道の路線認定について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第4号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 今の確認なのですが、事務処理、合志が抜けるということです。ちょっと新聞の記事にも載ってございましたけれども、向こうの話でしたが、これに入っていく必要性もなく、必要性もあまり感じないので、負担も大きいので費用対効果も悪いので抜けるみたいというのが書いてございました。御船町についてはいかがなのでしょう。そのような検討はされたのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この熊本県市町村総合事務組合につきましては、主な事業として5つほど事業をされております。その中の1つとして、加入市町村の住民を対象とした交通災害共済金の給付に関する事務ということでなされております。今回、その規約の改正になるわけですが、御船町についても加入をしております。これは、町民の方が事故を起こされた、交通事故に遭って死亡またはけがで入院、通院とされたときに見舞金を給付するという事業になります。これは、加入金として国勢調査の人口ですけれども、それに対する40円を町がこの組合に納入をしております。そして、交通事故に遭われたという町民の方が町に対して申請をされますので、その見舞金の事務をこの市町村総合事務組合に行ってもらっているということになります。

その制度につきましては、毎年1回広報みふね等において共済制度の広報を行っております。町民の方も大分中身、内容については詳しく知っておられますので、御船町においては、こういった事故に遭われた方については、申請がなされております。

○9番（福永 啓君） 御船町にとっては保険ですね。町民の方々が交通事故に遭われたときに、自分の資金とかそういうのは別に、町も保険に入っておいてあげると。だから、その分ちょっと出ますよということになってくると思います。御船町は周知も行われて、それに対するちゃんと給付も行われているので、費用対効果等は御船町にとっては高いんだ、高いということなのでしょうかね。

○総務課長（藤野浩之君） これを費用対効果というのはどうかという思いがありますが、交通事故ですので、本来であれば交通事故に遭われないのが一番ということで、思います。それで、参考までにといいますか、負担金が大体年間68万9,000円ほど納入しております。平成30年度におきましては、事故の申請の件数は23件上がっております。そして給付として80万円ほどの給付を行ったということで、68万9,000円の納付に対して80万円の見舞金の給付を行っているということになります。

○8番（岩永宏介君） 今回の件なのですが、福永議員の質問と関連しますが、確かに2日ぐらい前に熊日に載って、私もたまたま見たわけですが、合志市が脱退した理由ですね、今若干出ましたけれども、熊日ではそういう報道です。それについて、正しいかどうかですよ、その点からそういう理由でということはおわかっております。

○総務課長（藤野浩之君） 理由については、各市町村いろんな事情なりがあると思います。御船町においては、町民の皆様のことを考えたということで、事故に遭われたときの見舞金ということで、少しでもそこで給付ができればということでこの事業に加入をしているところです。

○8番（岩永宏介君） 具体的に脱退の理由まで記事の中にあつたわけですが、そのことについても踏まえて、ぜひ検討をとということも出たわけですがけれども、検討される予定はあるかどうかです。

○町長（藤木正幸君） 合志市の脱退において、先ほど出ました40円というのがちょっとみそという形になります。これは人口規模によって掛金というのが変わってまいります。私たちがみたいに人口が少ない地域はどんどん、一つ一つの市町村で掛けていったら金額は変わらずに40円ではなく、まだ高くなってきます。しかし全体で1つになるから40円という金額になります。今回合志市が抜けたのは、40円よりも安価な値段でよりよい保険が掛けられるという判断において、合志市が脱退されたということです。これは人口規模が大きいほど抜けられるケースはあります。しかしながら、人口規模によっては、全員でまとまってこの保険に加入していたほうが安価な値段でよりよい保険を使えるということで、御船町といたしましても熊本県からのいろんな自治体が一緒になって、この組合で掛けているから40円という単価が出ていますので、今後もこの保険に加入していきたいと考えています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第5号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これも、最初の報告第6号と重複する部分が多いのですが、今回の介護保険条例改定によりどのような町民の方々が実際にどのような影響を受けるのか、わかりやすく説明をお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えいたします。

この介護保険条例改正は令和元年10月の消費税率10%の引き上げに合わせた保険料率の非課税世帯における軽減強化です。御船町の介護保険料は所属団体により10段階に区分されています。低所得者の保険料軽減は第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から既に第1段階の軽減は実施されてきました。今回、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までに軽減幅を拡大し、軽減割合を増やすものです。

まず第1段階、生活保護受給者の方、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方が対象ですが、この方たちは基準額6,400円に0.5掛ける金額が月額保険料だったのが、0.375を掛ける金額になります。年額としまして、3万8,400円が2万8,800円となり、9,600円軽減されます。

第2段階の方は世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円を超え、120万円以下の方、基準額掛ける0.75が0.625を掛けることとなります。年額として5万7,600円が4万8,000円となり、9,600円の減額となります。

第3段階の方は、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円を超える方です。基準額が0.75を掛け、基準額掛けるの0.75が0.725となります。年額5万7,600円が5万5,680円となり、1,920円の減額となります。

軽減の対象者は5,839人の被保険者のうち、2,273人の方で、割合は38%です。影響額は1,788万8,640円で後期負担となりますが、町は4分の1の約450万円の負担となります。

○9番（福永 啓君） 今回はほぼ4割の方ですね、介護保険に入っていらっしゃる方の4割の方が影響を受けると。その影響については、すべて減額、負担が軽くなるほうの影響を受けると。国民健康保険のように高所得の方が上がるという部分は、これに関してはないということで理解いたしました。それでよろしいでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） その考えでよろしいです。

○議長（池田浩二君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 御船町単独住宅管理条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第6号、「御船町単独住宅管理条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 本条例の制定は、木造の仮設住宅66戸、4カ所を町営住宅に活用するための条例制定と思いますが、この66戸を含めて、単独住宅、町営住宅、共同施設それぞれ何戸ありますでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 現在の既存の町営住宅が377戸、災害公営住宅が100戸の建設の予定です。木造単独住宅が66戸ということです。

○1番（中城峯雄君） 生活する上で、この住まいの確保というのは最重要課題だと思いますけれども、今、仮設住宅を町営住宅に活用されると、これはいいことだと思いますけれども、入居者の方に聞いてみますと、仮設だから我慢できたけど、これを町営住宅にすると荷物も置けないというようなこともありますけれども、そういった意見も聞きますが、この66戸というのが、入居者の調査をされて、そして残された数字でしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 木造仮設の利活用検討委員会での検討でその4団地について残すという方向になりました。66戸については、現在入居申し込みを取りまして、現在は約40戸の住宅に申し込みがあっているという状況になっております。

○1番（中城峯雄君） 先ほど申し上げましたように、住まいの確保、これが今一番重要なことだと思います。ただ、中原住宅もかなり今空き室があるでしょう。だから、全体の昨日の一般質問で出ましたけれども、町営住宅の整理といいますか、適正な数ということはこれは緊急にやらないと、やはり町もかなりの負担になってくると思いますし、そういったことはまた一般質問でもしないと簡単に話がつくことがありませんので、そういった方向で検討される災害公営住宅の出されている、町営住宅の適正な数的なものは今後検討されていくお考えはあるでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今年度、御船町の町営住宅に長寿命化計画の策定をする予定としております。その中で、災害公営住宅それから単独住宅、それから町営住宅を含めたところで計画を立てる予定としております。今までの計画の中でも用途廃止する団地が幾つとか、そういった形が決まっておりましたけれども、今後の計画の策定段階の中で、いろんな今後かかるコストとか、そういったものを見極めながら、町として必要な住宅の数あたりは検討してまいりたいと思っております。

○10番（田上 忍君） まず、今回単独住宅という言葉が出てきたのですが、この単独住宅と

いう定義と、それから町営住宅との違い、今回条例に書かれているのですが、町営住宅との違いそれを教えてください。

○復興課長（島田誠也君） 今回の単独住宅管理条例の第2条におきまして、それぞれの用語の定義をさせていただいております。単独住宅につきましては、御船町営住宅管理条例に掲げる住宅以外で、町が国の補助を受けることなく、単独事業にて建設及び管理を行う賃貸住宅または他の関係機関から譲渡を受けた住宅ということに定義づけをしております。

また、町営住宅につきましては、町が建設、買い取り、または買い上げを行い、低所得者に賃貸または転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものをいうと定義づけております。

○10番（田上 忍君） よくわかりました。ちょっと中身で、ここの単独住宅の条例の中で、敷金というところがあるのですが、これが、今回被災者の方がこの後入居してくるのですけれども、この敷金はやはり取るということによろしいでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

敷金については取っていく予定になっております。

○10番（田上 忍君） わかりました。なかなか被災者の方も負担が大きいところなので、そのあたりなにか考慮できないかなと思ったところです。

あともう1つ、留守居届とあるのですが、これの説明をお願いします。42ページです。

○復興課長（島田誠也君） 留守居届は第24条で規定をしておりますが、単独住宅を引き続き15日以上使用しないとき届出を出すという形になっております。よそに長期間住宅を開けて不在にされる場合等について出させていただく届出になっております。

○10番（田上 忍君） これが不在ということは、今持っている家財道具は置いたまま、その住んでいる人本人というか、その中に住まわれている人たちが全員15日以上どこかへ行くというときには届出をしなければいけないということで理解していいのですか。

○復興課長（島田誠也君） 御家族がおられる場合は、御家族全員でいなくなられる場合は当然届出を出していただき、お一人の方で長期間入院をされる場合とか、そういった場合も届けを出してもらいます。要は空き屋の管理という観点からそういったことを町としても知っておく必要があるということで出させていただく届出になっております。

○10番（田上 忍君） よくわかりました。というと、それは単独住宅として相違ないのですが、ほかの町営住宅等にとっても同じですか。

○復興課長（島田誠也君） 町営住宅管理条例でも届出を出すようになっております。

○9番（福永 啓君） この条例の内容なのですが、現在想定されているのは被災者の方々及び老朽化した町営住宅から生活再建をしていただくための用途が主になっていると思います。その意味においては適当であると思いますし、一般的である。条例に大分なっていると思いますが、そもそも単独住宅、さっきおっしゃったように御船町が自分で造る。ということは、御船町の自由意志でいろんなことが使える余地があると思うのです。今回、将来にわたって御船町の自由度がもうちょっと高まるような条例は検討されませんでしたか。そういう条例は作成、策定できなかったのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、今回の単独住宅におきましては、熊本地震による被災者の方の住まいの再建の確保を図ることが第一の目的となっております。県から木造仮設住宅を無償で譲渡を受け、御船町の単独住宅として利活用をしていくということになります。先ほど言われたように、町が建設をして、例えば若者定住促進住宅という形で自由度の高い条例をとってお話ですが、今回のケースにおいては、熊本県からの災害仮設住宅の無償譲渡ということもありますし、被災者のための再建ということですので、そちらの最優先に考えておりましたので、そちらの自由度の高い条例については検討はいたしておりませんでした。

○9番（福永 啓君） 条件に、これを無償譲渡に県からしてもらう条件に、先ほどのようなものが入っています。また県の基金もこれは使っているわけです。県から来た基金、ですから、現在はこの条例というのは大変適切な条例になっているとは思っています。ただし、ちょっとさっきおっしゃいましたよね、単独住宅ですので、将来的に復興の過程を過ぎたあたりだと思うのですが、におきましては、例えば川上村、下條村、そのあたりで私も聞いたことがあります。もう収入要件とかがないのです。逆に若者要件があったりとか、そして下條村では、私は聞いてびっくりしたのですが、消防団員要件があったりとか、消防団に入っている人は入れますとか、エクゼクティブですね。そのようなものを入れられているところもあります。

ですから、今現在はこれが適切だと思います。将来的にそのように可能性としては御船町がいろんな自由に使える可能性がある。これは大変いい資産だと思いますので、そういう御船町の定住促進、若者とか、あとはいろんなことに使えるような形の条例の策定を検

討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。将来的に。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

先ほども申しましたように、被災者の方の住まいの再建を第一に考えて、当面の間は被災者の住まいの再建というのが最優先かなと思っております。また先ほど言われた老朽化した町営住宅からの住み替えの問題、そちらのあたりにもこの住宅で対応していく、これは今の条例で十分可能かなと思っております。将来的にこの住宅が役目を終えたときがもし来るとすれば、そういった町としての自由度の高い単独住宅としての利活用を考えていく必要は出てくるかなとは思っております。

○8番（岩永宏介君） ほかの例えば被災した方の御船以外の自治体でもこういうのを当然作るだろうと思うのですが、もう既に作って施行されているところもあると思うのですが、例えば、これを出すにあたって、例えば県が何か基準的なものを出されたかどうか、そしてそれを踏まえてこの条例ができ上がっているかどうか、そういうところはあったらお願いしたい。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今回の単独住宅管理条例を制定するにあたりまして、熊本県とも事前協議等をさせていただいております。その中で、熊本県より御指導いただいたのは、まず熊本地震の復興基金を使えるような条文にしておくこと。それから、社会資本整備交付金の活用ができるようにしておくことということで、第1条あたりの部分については県からも大分御指導をいただいた趣旨の設定をさせていただいたというところでございます。

この条例については、既に宇土市、西原村あたりでも先行的に制定をなされておりまして、内容につきましては、ほぼ同内容、家賃の決め方あたりが若干変わっているところがありますが、ほぼ同内容で制定をさせていただいているところでございます。

○8番（岩永宏介君） 大体つぶさに細かく読んではいないのですが、例えば36ページの第6条なのですが、その（2）2号、そこに具体的に入居者及び同居者の収入が、両方ともですね。下に書いてあるアでいいだろうと思いますが、掲げる場合においてそれぞれアまたはイに定める金額を超えないことと書いてあります。アの場合が、例えば入居者が身体及び精神障害者である場合はこれに該当するとありますが、21万4,000円と書いてあります。この年収というのは月額ですよ。そのあたりはどこかに書いてあるのですか。どこにか書いてありますか、収入というのは。

○復興課長（島田誠也君） 収入の定義づけにつきましては、第2条の、資料でいう条例の35ページの（4）番、収入とは、公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入を言うとして規定をされておりますが、こちらは、入居される世帯の皆さんの所得を合計したのから各種扶養控除だったり寡婦控除であったり障害者控除であったり、そういった控除のものを差し引いたものを12で割って、月額を出しています。定例月収と申しますけれども、そちらの金額が21万4,000円とか15万8,000円とかいう形になるということになります。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、例えば用語の定義の中に単独住宅を町営住宅と書いてあるわけですが、町営住宅とか災害公営住宅とかあるわけですが、特に災害公営住宅との兼ね合いといいますか、収入の面とか家賃の面とか、そのあたりは、ちょっと大まかな質問ではありますけれども、そのあたりではどんな関連がありますか。

○復興課長（島田誠也君） 先ほどは、収入につきましては、入居の要件のところでの金額になるのですが、家賃につきましては、そもそも町営住宅法で決められた基準家賃というのがございまして、そちらに面積であったりとか、便利係数といって、まあ場所の部分とか、そういったものを掛けて計算をするという形になっております。災害公営住宅と単独住宅の家賃を、一概には広さ等があります。収入の区分とかもありますので、一概的には言えませんが、大体災害公営住宅の半分程度が単独住宅の家賃になるというところで、今のところとなっております。

○2番（井藤はづき君） お尋ね申します。

国からの補助がないということで単独住宅とされていると思うのですが、国からの補助がないということで、メリット・デメリットを教えてください。

○復興課長（島田誠也君） 今回の単独住宅につきましては、国からの補助がないというよりも、県から無償で譲渡を受けた住宅ということで単独住宅と呼んでおりますが、建設に際しても当然災害救助費ですね、熊本県が建てられたものを御船町が譲渡を受けるという形になります。通常の場合で申しますと、国の補助を受けて建てた住宅というものは、その法律に縛られるというか、使い方にとっても当然いろんな問題が出ますし、もし補助の目的と違うような形で利用すれば補助金を返還しなければならないという状態も出てきます。

単独住宅のように補助を受けずに独自で建てると、先ほどの質問ではございませんが、町の自由度が増すというところが一番のメリットかと考えております。

○2番（井藤はづき君） ありがとうございます。この単独住宅の条例は今のところ木造仮設を単独住宅にということで造られたと思うんですけども、今後、この条例を、例えば既存の建物とか施設に起用するとか、例えば廃校になっているところを改修して単独住宅にするとか、そういった適用の仕方というのは可能ですか。

○復興課長（島田誠也君） 今、議員から御提案いただいた内容について、今の条例を読む限りは不可能ではないかなと考えますので、こちらのほうは持ち帰りまして十分検討させていただきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） ありがとうございます。先ほど福永議員からもありましたとおり、自由度の高い条例だと思いますので、いろんな柔軟な適用の仕方をしていっていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「御船町単独住宅管理条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第7号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

まず、一般会計の歳入全体について質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 坂本企画財政課長にお尋ねをします。

委員会の中で、今回の補正予算額、一般会計、約10億円要請されておりますが、主に災害関連ということで説明を伺っております。ただ、6月は町長の政策的な予算が、これら

などを見ると、企業誘致だったりほかにもたくさん出るかと思えますけれども、説明されたとおり、今回の補正予算の金額は、主に災害関連に該当するかどうか、その確認をさせていただきます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、今回約10億円の補正予算を計上しております。今言われた企業誘致関係、これは御船町はこの部分は復興のシンボルと位置づけております。ですので災害復興ということで関係すると思います。

それとあともう1つ、それ以外に、各団体の補助金等も今回の補正予算で計上しておりますけれども、中心的には企業誘致関係も復興関係という予算ですので復興を中心に今回10億円という予算を計上したことになります。

○4番（福本 悟君） 再度坂本課長にお伺いします。ただ今、災害関係ということで説明いただきました。

では、町長の政策的な予算というのはないということで、理解していいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回は、各種団体の補助金、これは町長の政策的予算に関係すると思いますので、さっき言いました復興に関する予算プラス政策的な補助に関する、各種団体に対する補助金並びに単独事業の町長の政策的に関する予算を今回計上しているものになります。

○4番（福本 悟君） では、次の質問に入らせていただきます。

町長の行政報告の中にありましたように、今年度4月1日からいよいよ森林経営管理制度と申しますか、それがスタートしています。町長から今年4月から少し説明いただきました。これは新しい事業ですので、今回歳入の一般会計の予算書になりますけれども、5ページにあります債務負担行為の中で、森林管理システム用地確認のGPSリースということで、歳出等にも関連しますけれども、冒頭歳入で一括して、少し詳しく井上課長から説明をいただきたいと思えます。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

御質問がありましたGPSのリース料、こちらにつきましては、森林管理制度に伴う現地調査を今年度から本格的に実施するにあたり、現状としましては、地籍調査が完了しておりませんので、台帳面積と実面積、また字図と実際の地形が合わない状況ということで、人工林、これは杉、ヒノキになりますけれども、こちらの所有会と実面積を確定し、正確

な台帳整理をするために必要な機材ということで、GPS自体につきましては、複数の人工衛星から電波を受信する機器でございまして、その電波を受信し、座標位置を確定し、境界と面積を確定するために必要な機器ということで予算計上しています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 歳入予算説明書の9ページですけど、恐竜博物館運営費に充てるものとして、恐竜グッズ販売収入が450万円増額しています。別収入の見込み等によると書いてあるのですけれども、その根拠を教えてください。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

今回の補正で450万円上げておりますけれども、ゴールデンウィーク期間中の入場者数が、前年度実績に比べまして、平成30年度につきましては9,407名の入場をいただいております。本年の入場実績につきましては、速報値でございまして1万4,745名、約5割程度の増となっているところです。それに伴いまして、ミュージアムショップ内のグッズの収入が見込めますので、その分の補正としているところです。

○2番（井藤はづき君） ゴールデンウィーク今年は長かったので収入が増えたということだと思うのですけれども、日割とかにすると別の収入というものは上がっているのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） ゴールデンウィーク期間中、全体としてのグッズの販売等についてはこちらで把握をしておりますけれども、日割となりますと、あくまでも私のほうでは理解をしておりません。次の御質問までにまとめさせていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 説明書の1ページです。甘木地区、6ページになりますけれども、甘木地区の水利施設等保全高度化事業ということで251万円、事業費総額が951万1,000円ですけれども、その内の225万円が受益者負担となっていますけれども、これは老朽化のため取り替えるのですか、それともほかの事情があるのですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、老朽化による改修工事ということになります。

○1番（中城峯雄君） 今、ここは用水路からくみ上げているあの施設でしょう。側道沿いに2カ所ありますね。あれを高度化するのですか。ただ、あそこは、建設課長も御存じのように、道路拡張の計画も企業誘致に伴ってあるでしょうが。あの側道沿いに、私、毎朝通

りますから見ますとね、側道沿いの用水から排水、要するに井手ですたい、井手から用水にくみ上げるわけですよ、ポンプで。2カ所ありますもんね。だから、その取り替えをやるのですか。違う、「場所が」と呼ぶ者あり] 場所が違いますか。ああ、違いますね。それでは、勘違いしていました。それは今のはカーブしてますよね、2カ所は。だから、私はあそこを拡張するならそれも移設をせにゃいかんかなというのがありますので、それは頭に入れておいてください。

次の質問いいですか。6 ページに、財政調整基金繰入が1億4,200万円ありますけれども、昨日町債の残高が、平成27年度から残高をずっと説明しておりました。財政調整基金の推移です。平成27年度からこれまで残高をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、平成27年度末です。これは12億6,596万3,000円です。平成28年度末が8億6,263万8,000円です。平成29年度末です。7億360万8,000円です。平成30年度末です。これは7億4,086万7,000円となります。基金残高は、平成29年度末に比べて、30年度末は4,400万円ぐらいの増という形になっています。

○1番（中城峯雄君） であれば、ほとんど1億4,200万円、それを上積みしたということですね。平成30年度は7億4,000万円ですか、そういう計算でよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、平成29年度末に比べて30年度末で約4,000万円上積みしたということになります。

○1番（中城峯雄君） 昨日の一般質問の答弁でも、財政調整基金の確保が今後の課題だというお話がありましたけれども、言うならば、厳しい状況と申しますけれども、目標としてはどれぐらい予定してありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

熊本地震前の平成27年度末、これが約12億6,000万円の基金残高がありました。最終的には震災前の平成27年度末の12億6,000万円、このあたりを大体確保していきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 歳入予算説明書の4ページです。ここは款が国庫支出金なのですが、その説明名称及び積算根拠、そのところに、一番下のところに民間ブロック塀等の耐震化事業補助金、国2分の1というのがあります。それとあと後ろのほうを見ると、県の交

付金、県の支出からまた4分の1補助するというので、これはたしか新しい、こういうのは今まで補助金としてはなかったと思うのですけれども、これの概略ですね。だから、町が4分の1だろうと思うのですが、この補助の対象という、実は何で申し上げるかというと、こういうブロックについて、ほかの自治体はもう幾つか上がっている、あれだろうと思うのです。だから、町民の方も非常にこれについては質問があったわけですが、その補助となる対象が、もうここでは細かくは回答はなくていいけれども、補助対象はどういうものであるか、条件とか額とか、そのあたりを教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 今回計上しております民間の危険ブロック塀安全確保支援補助金ということになります。これは、平成30年6月18日に発生した大阪の北部を震源とする地震によりコンクリートブロック塀が倒壊して、尊い命が失われたことを受けて、危険なブロック塀の撤去を実施する者に対する費用の一部を補助するというものであります。避難路や通学路に面するブロック塀の撤去工事費用に対する補助をやるということになります。

対象として、ブロック塀が道路面から高さが80センチ以上のもの、それから擁壁の上にブロックが積み上げられている場合には、そのブロック塀が60センチ以上のもの、というものがああります。コンクリートブロックのほかにも煉瓦積みとか石組み、石で組まれた塀とか、そういうものも対象になってきます。補助の限度額として、20万円または撤去する塀の長さに1万2,000円を乗じて得た額のいずれか低い額ということが補助の対象ということになります。

○8番（岩永宏介君） 大体わかったのですが、撤去後に係る費用ということですね。例えば、新設についてはないということですね。新設に新たに例えば、撤去してそこに新たに新設する場合、あるいは新設だけを考えているところ、それに対する補助ではないということですね。

○建設課長（野口壮一君） 今回の予算要求については、本来だったら4月からの施行になるわけですけど、今回骨格予算ということになります。昨年の11月に県内の自治体を集めてこの説明会がっております。そのときに、もう県内の動向として、やはりこの事業趣旨からすれば、撤去工事のみということで、そちらの意見が大半を示しておられました。その後、各自治体も若干新設にも補助を出す見直しもされております。県内自治体で13自治体が撤去と新設を併用して補助を出している、出す仕組みをとられているという形になり

ます。

今回、今のところ200万円の補助金という枠をしておりますので、これは郡内でも、益城町だけが撤去と新設を両方されるということになっております。まだ補助金の交付要綱を施行させておりませんので、ちょっと課の中でもこの辺を検討した上で、方向性を決めたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 今に関連してですけど、もうここでは予算要求しているということは、具体的にどこをというの見通しはついているのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 箇所の限定というものはありません。電話等で役場にもお尋ねがあった件数等加味して、今回計上をしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の歳出に移ります。まず2款、総務費から3款、民生費までについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 予算歳出の9ページ、10ページをお願いします。この中で、移住コーディネーター、それとお試しの移住ツアーという形で、委託料とか計上してありますが、それについて、詳しく説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず9ページです。移住コーディネーターの報酬として132万円を計上しております。これにつきましては、移住コーディネーターにつきましては、平成30年度事業におきまして、空き屋バンク、お試しハウス、移住ウェブページを新設しております。この事業をうまく活用するために、移住コーディネーターを雇用しまして、これらの運用を行うことや、移住相談会に参加しまして、相談者へのきめ細かな対応を行うことで、移住・定住の促進に結びつけたいと考えております。

次に、10ページになります。お試し移住ツアー委託料377万5,000円を計上しております。このことについてお答えいたします。福岡市に在住の移住を希望している非正規雇用の人を対象に御船町での移住体験ツアーに参加していただきまして、御船町の生活及び御船町の職業を紹介しまして、移住に結びつけるために、御船町企業連絡協議会と連携しまして、就職説明会等に参加していただくツアーを計画しております。

○3番（宮川一幸君） 移住ツアーですが、福岡に限定した理由は何でしょうか。説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私たちは、今まで移住相談会は東京とか福岡でやりましたけれど、福岡の中の、その相談者の中で御船町に来てみたいとか、御船町に興味を持っていた方が非常に多かったので、福岡市に限定しないで、福岡市近郊を今のところ考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 予算説明書の4ページです。「町イチ！村イチ！2019」とありますけれど、どのようなイベントでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

予算書4ページの、「町イチ！村イチ！2019」出店に係る旅費関係になると思います。予算としましては34万6,000円を計上しております。全国の町村が一堂に会しまして、それぞれが持っている特産品や観光資源などの宝を都会の人たちにアピールするためのイベントとなります。メリットといたしましては、御船町の特産品のPR、また開催時期がちょうど12月ということになりますので、ふるさと納税の寄附額が最も見込まれる時期となっておりますので、寄附額の増加が見込めるものと考えております。

○2番（井藤はづき君） 御船町の出店の内容を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 御船町としましては、まず御船町の「いさぎ」を中心に出店をしていきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） 御船の「いさぎ」を出店するということなのですが、魅力を発信することで、観光の面でも移住・定住を促進する上でも大切なことだと思うので、積極的にアピールしてほしいと思っておりますが、具体的にどのようなアピールの方法というか、伝え方をされますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今のところは、私たちにしましては、これに御船町の企画財政課それに商工観光課も一緒に合同で行きたいと考えています。その中で、吉無田高原あたりもまたいろいろあります。星の森ヴィラ、そのあたりもPRをつなげていきたいと考えています。御船の「いさぎ」の特産品に関しましては、こちらから持っていきまして、そこに並べまして、それを一つ一つ説明しながら、御船にこういうものがありますよと、こういういいものがありますよと、そしてまた、一緒にふるさと納税の仕組み、それから

申込書を持って行って、そのあたりの方法で御船町のPRをしていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の3ページです。エレベーター設置の予算がついておりますが、このエレベーター設置のスケジュールと、あとどこにつけるのかを教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の補正予算ということで、庁舎エレベーターの敷設工事委託料、設計委託料を計上しております。今回は設計ということで、まず場所につきましては、庁舎の西側を検討しております。ただ調査としましては両側、東側、西側について、地盤調査等を行う必要がありますので、そこで適した場所になるかと思えます。

それと、エレベーターの内容ですけれども、これは定員を11名、積載量750キロという形でのエレベーターを計画しております。工事時期につきましては、予算の財源を確保次第工事に入るといった形になるかと思えます。

○10番（田上 忍君） ですが、スケジュールというのは、ある程度目安というのは、執行部の目安、これぐらいまでには完成させるという、その辺のあれはないのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

このエレベーターの事業につきましては、公共施設等適正化管理推進事業という形で起債の事業として申請して施工するものであります。その中のユニバーサルデザイン化事業ということで、年度が、平成30年度から令和3年度、4年間の間という事業になりますので、その間で検討していくというところになるかと思えます。

○10番（田上 忍君） では、今後わかってきたら教えてほしいと思えます。

それから、西側ということでしたが、まだ西側ということであって、具体的に大体どのあたりというのはわかるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 一応西側ということで答弁いたしましたけれども、エレベーター設置につきましては、エレベーター棟を横側に附属して造りますので、どうしても地盤の状況を調査する必要があるということで、ボーリング調査などをしながら適切な地域をこれから検討していく形になるかと思えます。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

次、同じ3ページですが、役場の喫煙室の間仕切り工事というのがあるのですが、こ

れは説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは7月1日から、健康増進法ですか、喫煙が規制されるということで、敷地内の喫煙が制限されるということで、今役場においては庁舎の1階に喫煙所を設けております。それを廃止して、敷地内に施設を造って、そこで喫煙所を造るという形の工事費になっております。現在町として予定をしている部分については、現在水道課の監視室棟があります。一番向こうの町道側を第2分庁舎、旧恐竜博物館があったところの横に水道の施設があります。そちらの1階を間仕切りをして、煙が出ないような形での喫煙所という形で計画をしております。

○10番（田上 忍君） ということは、庁舎内禁煙というふうになるということで理解していいですか。

○総務課長（藤野浩之君） 庁舎外ということになります。すみません、庁舎内禁煙です。すみません。

○10番（田上 忍君） 私、以前から規制に対してはいろいろ言ってきた経緯もあります。たばこを吸っている方には悪いかとは思いますが、まずそうやって庁舎内から喫煙所がなくなるというのは、私はとても喜ばしいことだと思います。受動喫煙ということで、いろいろ問題も取り沙汰されているかと思えます。できましたら、私はこういう予算をつけないで、もう庁舎内ではなくて敷地内禁煙ということでもっていってもらったらいいなと思ったところですか。いかがですか。

○総務課長（藤野浩之君） 敷地内禁煙が目指すところではありますが、今回においては、役場の近くにとということで、喫煙所を設けるという形をとっています。

○10番（田上 忍君） いきなり敷地内禁煙というのは難しいかと思えます。ただ、今場所を聞きますと、何というかな、親子連れがこっちの西側って、結構保健センターとかそういうところに来てあるかと思うんですよ。その辺十分配慮して、小さな子どもさんたちが受動喫煙をすることをあまり心配しなくていいように、やっていってもらいたいと思います。

次に11ページのところです。補助金のところです。婚活事業とあります。これについての説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 御船町婚活事業補助金15万円の分だと思います。これに関しましては、御船ライオンズクラブが開催しますカップリングパーティーに対しまして町が

15万円を補助している事業になります。

○10番（田上 忍君） これについては、毎年出していたのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この分に関しましては、毎年15万円町から補助をしております。

○10番（田上 忍君） これは町から補助をして、ライオンズが実際にやっているということですが、その成果等はどうかのでしょうかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

昨年度は男性14名、女性14名の参加がありました。その中で、カップルとして結ばれたのが3組ということです。ただ、その後その3組がどうなったかまでは私たちは把握しておりません。

○10番（田上 忍君） こういうのを活用して、ぜひ御船町にまた定住していただければと思います。

あともう1つ、その下に移住支援事業補助金とあります。これの説明もお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

移住支援事業補助金、ちょうど100万円となります。これについて説明いたします。熊本県と県内の市町村が連携しまして取り組んでいる地方創生推進交付金事業となります。東京23区に在住している方や23区に通勤している方を対象に、御船町に移住してもらい、その際、県のマッチングサイトに掲載している事業所に就職してもらった場合、単身で60万円、世帯で100万円を移住支援金として補助する事業になります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

では、もう1つです。その下に嘱託区の再編の補助金、今年は2地区とあるのですが、どこの地区を。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この件に関しましては、今2地区の分は、三丁目、四丁目、五丁目を1嘱託区再編ということですが、それともう1つ、上迎町、下迎町を1つの再編嘱託区と、この2地区を考えております。今後随時話をしていきまして、嘱託区からそういう要望があれば随時対応していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） するとこれは希望があればということで今聞きましたが、じゃあ、幾つあっても大丈夫ということによろしいのですか。来年例えば10地区が来たとかでも問題

はないんですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 嘱託区再編に関しましては、町も主体的に取り組んでいきたいと考えておりますので、なるべく多く、あった分はすべてこの予算に反映していきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

そしたら民生費までよかったですね。説明書の22ページ、町民憩の家の伐採というか草取りとか、そういう関係だと思のですが、今あそこは管理人というのでしょうか、1人あそこにおられると思うのですが、この方はこういう草取りとか小枝の伐採とか、そういうのはやらないのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 町民憩の家は、今年の4月から利用を開始しております。非常勤職員1名配置しての管理をしていただいているのですが、女性の方で一応草刈り機を使われて草刈りも若干されますが、敷地内の面積がかなり憩の家は広い敷地を要しますので、なかなかお一人の作業では賄いきれませんでしたので、今回、この補正予算でシルバー人材への草刈りの委託料を補正として上げさせていただいております。

○10番（田上 忍君） 私も何度もあそこは訪れて見ているところですが、とても作業量は膨大になると思います。今、この予算で年間何回やって何人でやって、人数はどれぐらいで考えられていますか。

○福祉課長（西橋静香君） シルバー人材の方5名を8時間の8日間を試算で計上しております。

○10番（田上 忍君） 回数。

○福祉課長（西橋静香君） 回数が8日間ですので、年間に一応この補正予算が通ったら、あとは7月、9月、12月、2月に草刈りの作業に入っていただきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） はい、あそこの膨大な量を、年間で8日間で5人ということですが、かなり苦労されたと思うのです。というか、本当にこの日数で終わるのかなというふうな疑問があるわけで、これからは実際にどうだとか、結果を見ながら、もう少し予算を増やすなり何なりして、もっと町民が来て、本当にいい庭だなと感じてもらえるようにしてほしいなと思います。つい先日も見に行きましたけど、本当に雑木林というか、だんだんジャングル化していつているなと思うところです。なるべく草木も小さいうちに切れば、労力もあまりかからないですよ。大きくなれば大きくなるほど労力もかかるし、そしてそ

の後の処分料もかかってきます。その辺も考えながら、何しろ回数を増やした方がいいのじゃないかと私は思っております。

あともう1つです。今かなり利用者も増えていると思うのですが、今回4月から新しい管理になりましたが、1年間から何年間が使用されていなかったと思います。その間に水道というか、水は多分使われてなかったと思うのです。そうすることによって、今水が濁っているのではないかとと思うのですが、その辺の安全確認というか、水質検査なりは、あそこを利用された方が水飲んでも大丈夫ですということは、その辺はちゃんとやられていますか。

○福祉課長（西橋静香君） 水質検査はまだ実施しておりませんが、本年度中に実施していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 本年度中では遅いと思うのです。利用者が日々あるわけですから、それについては、早急にやって、そして飲めるなら飲めるでいいと思うのですが、飲めないのだったら、ちょっとここは飲み水には適していませんから各自でお持ちくださいとか、そういう案内を掲げるべきだと思います、いかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応町民憩の家は上水道での水道ですので、安全なほうですが、一応検査をしていきたいと思います。今利用なさっている方たちには、以前のようにここでお茶を提供するというはしておりません。今は水筒を持って、各自参加されている状況です。

○10番（田上 忍君） 皆さんいつも水筒を持って来ているかと思います。そしてあそこは上水道ではあります。でも、以前も小学校で茶色い濁った水が出る。時々使わないと、錆とかが、配管はかなり古いですよ。ですからその錆が出たり、茶色く濁ったりしてくる。こういう場合が前に小学校でありました。それはたしか対応してもらったと思います。ですから、今回は町民憩の家もそうやって大分前からずっと使ってなかったのに、そのときに錆が出たり、錆がして、今錆が出ていると、そういうのもあると思いますから、調査ぜひ早目をお願いしたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目は1ページです。嘱託員報酬が戸数確認方法の見直しで175万9,000円増額になっておりますけれども、どのように見直しをされたのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在嘱託員に対しましては、その報酬につきましては、条例に基づいて報酬を支払っているところです。その基礎となる世帯の調査ですけども、これまでは全嘱託員に対しまして、世帯数調査を行っていただいております。4月1日の世帯主だったり、世帯構成を報告いただきまして、その数値に基づきまして嘱託員報酬の算定を行ってきたところでした。これまでその中で、嘱託員さんのほうからもいろいろ意見等を伺っております。特に、戸数の多い、世帯の多い嘱託員さん、区、それと出入り、いろんな多い嘱託区においてはなかなか調査するのは嘱託員さんにとっては相当負担になるという御意見等もいただいておりますので、今回その世帯数につきましては、住民票に基づく各区の世帯数ということで、今回嘱託員報酬の算定を行うということに決まりましたので、こういった形の補正予算という形で計上しております。

○1番（中城峯雄君） 今、御答弁のとおりですね、自己申告といいますか、区長が年度初めに申告をしていたのですよ。でも、例えば下高野は400戸あります。なかなか出入りは把握できませんと。だから、これまでも相談をしましたと。しかしなかなか解決には、町民保険課にも相談したけれども、個人情報だから言わないということの返事もあって、進みませんでしたと。だから、やはりこれはなかなか世帯数が多いところは把握できないのですよ。そういった一定の基準できちんと、おたくの嘱託区はこれだけです。皆さん金目当てにされよるわけじゃないから、逆にあんまり言えないということをおっしゃっています。だから、やはりこれだけですと、住民票に基づいてこれだけの世帯ですよと言われてれば、みんな納得するじゃないですか。だから、これをきちんと。ただ、これのコスト割合は2,200円でしょ。800世帯なのです。するとこれだけ漏れとったろうかという話になりますけれども、あんまりここは深く追求したくありませんけれども、そういうことなのでですね。ちょっと回答を。

○総務課長（藤野浩之君） はい、お答えいたします。

嘱託員の報酬につきましては、平等割と均等割という形で報酬をお支払いしております。その中で、今回大きく変わったというのが、先ほど言われた戸数です、均等割の、現在、戸数1戸当たり2,200円という形での算定になっております。当初の予算で見込んでいたのは6,250世帯という形にしてございましたけれども、今回住民票に基づく世帯数ということで調査しますと7,036世帯という形になりましたので、その分の増額という形が大きく出てい

たと思います。

- 1番(中城峯雄君) 今度渡された人は最初から何か、前の方は何で増えたつやと、増えたのは誰も文句を言う人はいないでしょうが。そういった課題は残りますが、一定の基準でこれだけですよということを知ると誰も文句を言う人はいませんので。そういったことで続けていただきたいと思います。

もう1点です。14ページですけれども、企業誘致関連業務委託料、経済波及効果調査業務委託ということですが、ふるさと納税でこういったいろんなソフト面を財源で賄われていますけれども、これはどこに委託して、どのようなことをやるのでしょうか。

- 企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

今回、企業誘致関連業務委託料ということで、財源としましては、先ほど言いましたふるさと納税を活用させていただいております。これは、毎年計上しております企業誘致関係のアドバイザー支援業務ということになります。御船町の震災復興計画に掲げております戦略的な企業誘致を円滑に進めていくために、アドバイザーを導入しまして技術支援を行う考えであります。具体的には御船インターチェンジ東側の大型商業施設誘致を中心とした助言等の技術支援となります。これは今までも随意契約において株式会社サンズ様にお頼みしております。

- 1番(中城峯雄君) 大型商業施設誘致に伴う経済波及効果等の調査をされるということと、また何か別の場所も適当な場所があるのでしょうか。

- 企画財政課長(坂本幸喜君) 基本的には御船インターチェンジの東側が中心なのですが、御船町には小池高山インターもございます。上野吉無田インターもございます。そのあたりも含めまして、このアドバイザーを通しての支援をいただきたいと思います。

それと、さっき言いました、経済波及効果に関しましては、その下に52万8,000円を計上しております。この分は今回の委託料ということで、この分に関しましても、ふるさと納税を財源として活用させていただきたいと思いますが、この分に関しましては、大型商業施設誘致に伴います波及効果について、既前の各種の統計等から推計を行う調査方法におきまして、費用等検証の委託料ということになります。

- 1番(中城峯雄君) はい、わかりました。

- 9番(福永 啓君) 何点かございますけど、午後にまわしますか。

- 議長(池田浩二君) そしたら、では、お諮りします。ここで休憩を取りたいと思います。

午後13時05分まで休憩にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） それでは、午後1時05分まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休 憩

午後1時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

御報告します。宮闌町民保険課長が急な業務に対応しなければならず、欠席となりました。代わりに、町民保険課保険係の鶴野係長に出席してもらっております。

沖社会教育課長より答弁の申出がっております。

○社会教育課長（沖 勝久君） 午前中の井藤議員の御質問につきましては、当方の理解不足によりまして貴重なお時間をさかせてしまったことをまず最初にお詫び申し上げます。

それでは、先ほどの質問について御説明申し上げます。本年10連休中、ゴールデンウィーク中のミュージアムショップ内のグッズ販売の実績について御説明申し上げます。本年4月27日から5月6日までの10連休におけるミュージアムショップの売上としまして、約406万円ほどございました。当然10連休でございますので、10で割りますと約40万6,000円ということになります。

○2番（井藤はづき君） 日割にすると40万6,000円ということなのですが、これは、普段から見てもこの程度なのか、それとも上がっているのか、教えてください。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

昨年度との比較ということによろしいでしょうか。

○2番（井藤はづき君） はい。

○社会教育課長（沖 勝久君） 平成30年中のゴールデンウィーク中の実績につきましては、昨年、30年度はゴールデンウィーク期間中185万円ほど売上を上げております。昨年は10連休ではございませんでしたので、休日としては7日間ありましたので、7で割りますと、約26万5,000円という形で、本年につきましては、速報値でございますが、増えているという形になります。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。

○9番（福永 啓君） まず、5ページ、総合計画、印刷製本費の補正予算が出ております。

その基本となるのが、総合計画なのですが、今現在策定が進んでいる、そういうふうに私は理解しています。どのように策定を行っていて、現在の進行状況、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、総合計画の策定に係る現在の進捗状況という御質問をいただきました。現在第5期の総合計画の計画期間が平成24年度から平成31年度（令和元年度）までの8年間となっております。本年度が最終年度となります。平成30年の7月25日に、まず第1回の総合計画の策定本部会議を開催しました。総合計画策定の方針などの策定体制を承認しました。正式に第6期の総合計画の策定をスタートしたことになります。

新総合計画は、熊本地震からの創造的復興を課題としつつ、人口減少、高齢化社会へ対応した御船町の将来像を描くまちづくりの方針となります。住民目線から総合計画を策定すべきとの町長の方針を受けまして、一般町民16名で構成します総合計画策定町民会議を3回開催しております。また、各種団体の長及び学識経験者20名で構成する総合計画審議会を3回開催しております。現在、基本構想の骨子、基本計画の設定する仕様の考え方について固まっている段階であります。今後、基本構想案及び基本計画案がまとめ次第、議会に報告し意見を伺って、本年の12月議会への議案上程を予定しているところであります。

○9番（福永 啓君） 12月議会とおっしゃいました。12月議会に上程をすると。そうするとその前に議会に素案等をお示しいただいて、意見を言う機会がこちらにもあるというふうに御理解してよろしいですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。次に、9ページから10ページ、先ほどから再三質問が出ている移住・定住関係のことについてなのですが、一部確認したいことがございました。移住コーディネーター、これはどのような人をどのような基準で選定するのか。また、課題となっておりました空き家バンクです。空き屋調査をしました空き屋バンク。もう空き屋バンクが立ち上がっているのかなと思うのですが、空き屋バンクの現状を、ホームページ等、空き屋バンクのページ等。それとこの中には、これが移住・定住総合政策に対するパンフレット周知の予算というのはどのように組み立てられていて、どのような周知の

方法をしようとしているのか。そのあたりの全体的なことをお聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず移住コーディネーターに対しましては、今回きめ細かな相談者への対応を考えておりますので、ツアーコンダクターの経験のある方とか、何かそういう経験のある方を採用していきたいと思っております。県の移住コーディネーターの単価が1,300円となっておりますので、今回その同金額を提供させていただいているところです。

それと空き屋バンクにつきましては、町内の空き屋の有効活用と移住者への受け皿として、平成30年度に整備しました。空き屋バンクでは、町は移住者への物件の広報を、町内の指定した5社の不動産業者、物件所有者と移住希望者をつなぐ役割を担っております。現在空き屋バンクの登録件数が1件です。登録を推進するために、同じく昨年度実施しました空き家調査において、活用できる空き家で空き屋バンクへの登録の検討している所有者には、電話連絡をいたしまして、登録に向けた説明及び登録書類を送付しているところでもあります。

空き屋バンクの物件、登録件数の増加は移住希望者の居住の選択肢を増やすことになりまして、移住者の増に必ずつながるものですので、今後積極的に登録を推進していきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） そういう案件すべて移住・定住政策です。それを総合して伝えるためのパンフレット等とかホームページ等、専属のホームページ等はどのように広報する手段を考えていらっしゃるか、そのあたりも併せてお聞きしたのですけれども。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回の予算の中ではパンフレット作成はしておりませんが、それは今後、御船町の課題だと思います人口減少の中で、やはり人口移住・定住促進は町全体で考えていかなければならないと考えておりますので、今まで御船町がした空き屋バンクを活用することと、あと移住コーディネーターを雇用することでしていきたいと考えておりますけれど、パンフレットに関しましては今のところなかなか考えていません。今後、移住コーディネーターを雇用しまして、コーディネーターとともにどういう仕組みづくりがいいのか考えていきたいと考えております。またホームページ等に関しましては、空き屋バンクというところに今ホームページサイトができておりますので、その中でいろいろな御船町のPR、そのあたりを考えていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） これにつきましては、総合的移住サイトですとか移住パンフレット、

これはおおよそ移住・定住政策を進めている町村では持っていらっしやいます。それがないと、なかなか移住・定住をしようという方には、こんなものがありますよと、御船ってこんなこれだけいい政策がありますよって、なかなか周知しにくいというところがあります。これは周知が非常に重要な施策でもありますので、この周知の方法についてきちっと考えていただいて、早急に対策をやっていただきたいと思います。

続きまして、これは3款になります。19ページ、介護予防拠点改修工事補助金、この事業内容について御説明お願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

まず、このページの詳細な工事個所の説明の記載がなく、申し訳ありませんでした。この補助金は、秋只公民館のトイレの増改築工事、浄化槽設置に係る秋只地区への補助金となります。秋只公民館は地区公民館で、地区が管理している集会場であるため地区主導により改修工事を行い、町は補助金で対応します。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。これは、この款が最後になりますけれども、27ページ、幼児教育無償化に関する補正予算が幾つかあります。これ、今年の10月から始まるものです、幼児教育無償化は。その方々の内容及び対象世帯がどのような内容及びどのようにこの制度について周知を行っているのか。またその制度に当てはまる家庭とか、その方は実際にこれによって手続き等が必要になってくるのかもしれないし、そうではなくて、自動的に受けられるかもしれない。そのあたりのことを、今度新しく始まる制度ですので、丁寧に御説明お願いいたします。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

一応今のところ正式な文書が国からおりてきておりません。あと、県からまだ未決定の部分がございますので、その分はまだ周知しないでおくれということなので、言える範囲でお答えしたいと思います。

まず、対象者に幼稚園、保育所、認定こども園等、こちらに通われる利用される3歳から5歳までの全てのお子さんが無料になります。あと、0歳、2歳児に関しては、非課税世帯のお子さんが無償化ということになります。あとは、御存じだと思いますけれども、こちらは消費税増税と、こちらが財源となっております、一応今年と来年2カ年で無償化に係る事務の事務費と、あとシステム改修費は国で100%補助してくれるということですので、今回事務費とシステム改修費をこちらを補正で計上させていただいております。

○9番（福永 啓君） もうちょい、10月からですよ。町として、それは国の制度になってきますから、町が組んでいる制度ではありませんので、どのような制度になるか、きちっと県・国から、制度が通達された後にこれを周知しなければならない部分があるのですが、その前にマスコミ等で幾つか先行して、こういうふうになりますよというのが周知されている部分があります。だけど、お母さん方はやはりわかっていらっしゃらないという部分が多々あるのです。そういうふうには、無償にならない部分、給食費ですとか、そういうのは無償にならないとされています。あとは、無認可保育所、これに対しても一部補助があるとされています。その補助対象はどうなっているのか。そのようにできるだけ県とも国とも交渉した上で、もう4カ月後ですからね。素早くきめ細やかな周知をお願いいたします。

○子ども未来課長（田中智徳君） 今、福永議員がおっしゃるとおり、皆さんどういふものかというのをまだ理解されておられませんので、なるべく固まり次第皆さんに周知すると。作業も一応準備は少しずつ進めております。あとは、今言われた副食費のほう、こちらの調整がまだ県の単独事業の部分と今度の国の無償化の部分と調整がまだついてない部分がありますので、また決定次第、なるべく早急に皆さんにはお伝えしたいと思っています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点、お尋ねさせていただきます。説明書の23ページ、町単独補助金の1つになります。これは町長の政策的なものだと思いますけれども、この中の町シルバー人材センター補助金、こちらについて、平成30年度について、私の確認不足かもしれません。平成30年度予算が私見つけられませんでした。本年度の新たな補助金かなと思います。今回、補正まで上がっておりますので、どういう補助金、経過のもと今回補正されたのか、説明をお願いしたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） 町シルバー人材センターに関する補助金になります。平成28年度から平成29年度にかけて、熊本地震後の申請補助により依頼業務が増加し、収益増が図られました。そのため平成30年度の補助金を全額カットしております。平成30年度の収支の状況は悪化し、繰越金で補填をしての運営となっております。また震災直後より減少したものの、依然として受託事業件数は多い状況が続いており、さらに平成28年度から法人税、平成29年度から消費税の申告が開始され、経理の事務負担も増えています。高齢者の雇用促進及びシルバー人材センターの事務負担の軽減のために、補助金を136万円増額しており

ます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 大型商業施設コストコの進出、これはもうここまで来た以上、絶対成功していただきたいと我々も思っております。今まで調査費用ということで6,000万円要るとかどうのこうのという話がありましたが、この51ページで、コストコ関連の予算というものは、トータルすれば幾らぐらいになるのかなということを御質問したいと思っております。

○議長（池田浩二君） 款が違うとでしょ。では後でまた質疑をお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、4款、衛生費から6款、商工費までについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、38ページ、県負担・町負担土地改良補助金、これはどこに対するもので、補助制度の概要、財源等、これはどのようなになっていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

概要としましては、土地改良事業補助金、対象としましては、農業用施設ということで、国庫補助及び県補助の対象とならない小規模な土地改良事業であり、従事農家2戸以上となっております。補助申請につきましては、地区水利組合、土地改良区の要望を受け、申請団体が事業主体となり、立替払いで事業を実施し、補助金につきましては、事業費の半額となっておりますが、最大で30万円までを補助するものとなっております。財源につきましては、町の単費での対応となります。

○9番（福永 啓君） これは純粹に町の単独の補助金ということで、相場の財源、交付税措置、もしくは県・国からの財源はないということよろしいですね。はい、わかりました。

次、41ページ、それがちょっと非常にわかりにくかったのですが、福本議員もちょっと質問はされたのですが、これが森林譲与税というのが新しくできまして、前回の議会でも、御船町に新しい収入が増えましたね、よかったですねと。それで今後はこれを使って御船町独自の事業を、その趣旨に則った御船町の独自の事業を進めていきたいと思います。

な話をされていたのですが、これを見ますと何か、そういうふうになっていたのだけれど、国で一定のメニューが、規定にあったメニューがぼんとできて、それを使わざるを得なくなったと。町の自由にできるところが減ってきたみたいにも見えたのですね。ちょっと森林システム管理、委託業務の内容とその財源、及び費用対効果等、それについて御説明お願いできますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

この制度の概要としましては、対象としましては、適切に経営管理を実施されていない森林、それは人工林の杉・ヒノキが該当となります。流れとしましては、まず、森林所有者に今後所有林をどのように経営管理をしたいのか、その意向を確認いたします。そして、町に委託したいと要望があった場合には、森林につきましては、境界の確認、立木の調査、登記事項の確認を行い、経営管理の委託手続きを行います。

森林経営に適した森林につきましては、地域の林業経営者に経営管理を再委託し、国庫補助事業などの事業を活用し管理を行います。また、地理的条件などにより経営管理に適さない森林につきましては、町が5年または10年の経営管理期間委託内に伐採を行います。作業としては、経費を抑えられる木材の切り捨てを行い、管理期間内で1回程度を実施する予定としております。

財源につきましては、森林環境譲与税を充て事業を進めてまいります。事業費につきましては、今年度は457万3,000円となっております。費用対効果につきましては、この制度の効果としましては、森林所有者は町が介在することにより、長期的に安心して所有林の管理を任せられ、所有林である収益の確保というのが期待できます。

地域の森林経営者は、多数の森林所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながると想定されます。町としましては、経営管理がされず、放置されていた森林が経済ベースで活用されることにより地域の活性化それと森林環境、森林美化にもつながると思います。

費用対効果としましては、今までの見ましたところで費用対効果が十分得られると考えております。

○9番（福永 啓君） 大変意義深い計画ではあります。ちょっと最初気になったことを申し上げたのですが、そうしますと、結局森林環境税が増えました。では、今後、もうこの事業をずっと森林環境税を丸々使って進めなければいけないのか。御船が単独でやっていま

した事業等も、この中、森林環境税を使うことによって一般財源に回せる部分が増えるという話もありましたけど、今みたいに必要な事業ではあると思います。だけど、新たな増える財源がもう既にこうやってこういう必要な事業にパックになって決まっていて、それがうちはできなくなってしまうのか。それとも、最初に投資をしておけば、今後幾つかそういうのができるようになるのか。そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） はい、お答えします。

森林環境譲与税につきましては、先ほど申しましたように、対象が人工林、杉・ヒノキの整備に係るものとなっております。今年度、6月の予算に計上していますGPSそれからシステムの構築、資材等、こちらは本年度から現地確認、4月から事業計画を確定しまして今現地確認等に入っているわけではございますが、その第一歩的な機材のリースまたは購入の予算は出ておまして、今年度以降につきましては、同じ森林整備を進める意味で、例えば町の単独事業であります林道整備に係る生コン支給とか重機の借り上げとか、町単費がありますが、そちらにも充てて総合的な意味で森林の整備を進めていくというように考えております。

○9番（福永 啓君） そうしましたら、当初は森林譲与税は今以上になっちゃっているのが、これが係っているのが。初期投資としては係るけど、今後は、最初に説明があったとおり、若干町の単費でやっていた事業もこの中に含むことができるので、その分、一般財源に対する余裕も出てくるという理解でよろしいですかね。

○農業振興課長（井上辰弥君） はい。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。

続きまして、46ページ、街なかギャラリーです。これは修復してまもなく破損したわけなのですが、これは原因は何だったのですか。それと、補修はいつ開始されていつ終わる予定でしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

街なかギャラリーの補修につきましては、連休5月にその事故が発生しまして、さっそく今度の補正で補正予算を上げております。原因につきましては、地震の影響もないとは限りませんが、今2年半ほど改修しまして、復旧しまして、使って、中でいろいろイベント、音響を使ったり振動が来ているのかなど。ただ、この施設につきましては1805年に建てておりますので、215年経っておりますので、その老朽化も原因ではないのかなど

思っております。

工事につきましては、これが終わりました、補正が終わりました、大体7月の下旬までには完成する予定で今業者と打ち合わせをしています。

○9番(福永 啓君) 震災から復旧をした後のなんですよ。その後の使われ方は、その後、余震等も若干はございましたけど、特別ひどい余震もなかったわけですし、使い方も日常的な使い方をされていたのかなと思います。補修に関しましては、とにかく早く進めてください。皆さん待っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そして今後このような破損がないような適切な補修に努めていただきたいと思います。

続きまして、47ページ、精霊流しに関する予算が出ておりますが、これは300年以上続く伝統行事です。これは町の無形文化財になっていましたか。

○商工観光課長(作田豊明君) 無形文化財にはなっておりません。

○9番(福永 啓君) おそらく町の行事の中で、これは一、二に古い行事だと思いますし、このような形で残っている精霊流しというのはほとんど例がないと、全国的に見てもあまり例がないというのが事実でございます。これは、もし保存会等から指定の申請があれば、それは町は単独で指定できるわけですから、町としては早速指定した上で、これは県の無形文化財にも十分耐え得ることかなと思います。していただきたいと思います、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○商工観光課長(作田豊明君) お答えします。

この精霊流しを含めましても、昨年度NHK放送等とかでやっています。相当賑わいまして、この精霊流しも熊本県の三大精霊流しだと言われておりますので、これに関しまして保存会の総会が近日中に開かれます。その中で要望をあげられて、今後あの保存会、精霊流しもしっかり町の伝統芸能というのもあり残していけるものにしていきたいと思っています。

○9番(福永 啓君) 精霊流しです、これは私は熊本の三大だとは思っていません、日本の三大だと思っています。形はないのですから。ぜひそのような形で積極的に伝統文化ですから、続けていただきたいと思います、振興していただきたいと思います。

最後、48ページ、プレミアム商品券に関する補正予算が出ております。このプレミアム商品券もなかなかわかりにくい部分がありまして、誰が受けることができるのか、どれだけ受けることができるのか。前の議会でも申し上げましたよね、その方あたりがまだまだ

周知できていないという部分がございます。利用も町内が主なのですが、一部の市町村では複数の地域、町にまたがった使用を許可しているところもあります。実際にですね。

御船町はもうそろそろ始まるわけなのですが、どのように町内だけの利用になるのかとか、もしくは拡大して利用するのだとか、また、これは少なくとも町内は利用できるわけなのですが、受け取るお店の方、うちは使って、使える店、使えない店、出てきている。広く使っていただきたいわけですが、それも困ると思うのですが、そういう方々についてはどのような手続きをすればいいのか等、あと1回、詳細な御説明をお願いいたします。

○商工観光課長（作田豊明君） プレミアム商品券についてお答えします。これは、前回の議会でも説明しましたがけれども、低所得者子育て世帯に対する消費税の増税に伴う影響を緩和するための今回の事業になります。先ほど議員が言われましたように、商品券の販売については9月頃から12月まで予定をしておりますけれども、販売店の募集を今聞いております。今月の17日から公募を設けまして、御船の観光課の窓口で受け付けをしています。今後のその委託につきましても、商工会を通じまして、販売先の業者も町内に限ってやっていきたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） ですから、御船町においては、プレミアム商品券が利用できるのはあくまでも町内に店舗を持つ、店舗のその窓口のみですね。幾つかチェーン店があったとしても、町内の店舗のみで使えるという形でよろしいですね。そしたら、一般的に言われている25%のプレミアムがついた商品券を発売すると。そして基準的なものを各町村でちょっと自分独自のことをしてたりするところがあるみたいなのですが、御船町は一般的な収入の限度があって、その方に1人5枚までとか、5セットまでとか、そのような基準は持ってやるということよろしいですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 金額につきましては、2万5,000円が限度ということで、一応5,000円券を設けまして、販売をしていきたいということを考えています。それを4,000円で買うということで、普及を進めていきたいと思っています。

○7番（森田優二君） まず、街なかギャラリーの件で、確認ですけれども、たしか、天井落下は5月と、それで間違いないのかをお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

私たちの報告に、観光協会に事務をお願いしまして、報告を受けたのは連休の5月6日と記憶しています。そこで報告書は今上がってましたので、私はそれでお聞きをしております。

ます。

○7番（森田優二君） まずその件ですけれども、たしか4月だったと思います。鶴野係長も確認に行ったという話を聞いておりますけれども。そこは観光協会から上がってきたのではなくて、きちんと観光課がいつ確認に行ったか、そこをきちんとしとってください。

それから、46ページです。交流センター化石発掘の備品としてここに100万円上がっております。これについての説明をお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

化石発掘体験場、今年で3年目にかかりますけれども、そのテントが老朽化しまして危険な状態ということで今使用するのに少し安全面が欠けているということで、それを町で購入しまして設備をしたいということです。

○7番（森田優二君） 町でというと、これはもともとどこの持ち物ですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 当初町で整備しまして、化石発掘体験の事業化に向けて今年3年間進めております。

○7番（森田優二君） ということは、町のもんですね。はい。

それから、同じく47ページになります。御船町の観光協会の補助金が昨年よりも60万円ほど減額となっておりますけれども、この理由を。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

観光協会補助金につきましては、今年60万円減額しています。内容につきましては、この観光協会にも今年で3年目の法人化に向けていろんな事業等の展開もしております。化石発掘体験もうちから移行しまして、600万円、700万円ほどこの事業収入と、またいろいろなグッズの販売も合わせまして、収入が増えている関係上、今年は減額して予算をいただきたいと考えています。

○7番（森田優二君） まだ法人化して収入もあっているという、それはわかります。けれども、まだ3年目だったですかね。まだそれぐらいです。そういう状況の中で、やはり一生懸命観光協会としてやっておられます。それを60万円減額というのはちょっと大きいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） うちの観光課としましても、観光協会には本当に期待して今やっているところです。実質的な職員の応援も、また観光協会には地域おこし協力隊という2名、一生懸命頑張っているいろいろなアイテムも持ってきておりますので、それに期待し

まして、補助金はいろいろ話し合いながら補助金のカット、減額をしております。今後、補助金につきましても、事業を1年間の事業、また総会を踏まえて、町もしっかりと協力していきたいと思っています。

○7番（森田優二君） では、観光協会も納得の上ということですね。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、納得という言葉が気になりますけど、一応納得していただく方向で、この財政の厳しいところでございますので、それで進めてまいりたいと思っています。

○7番（森田優二君） はい、概数的にちょっと多くなったんですけども、そこは結局肉付け予算ということで今回上がっております。きちんとそこは話をして、こういうことで今年減額するとか何かの話があつて当然だと思います。やはりこれをそのまま聞いた場合、やはりおそらくこれは承認、言うなれば全体でいきますので承認せざるを得ません。そうした場合、私たちも言われるのですよ。やはり自分たちが一生懸命しようということは、認めてやらにやでけん。それも、まだ3年目でしょう、たしか。だから、そういうところがやはり話をしながら、今年1年見て、ある程度の収入があるときには、もう来年はちょっとカットさせてくれというぐらいの前置きを持ってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 確かに言われるのはごもっともだと思いますけれども、私たちも3年間見ていきながら、いろいろスタッフ関係の頑張り、それと地域おこし協力隊のメンバーの頑張りも踏まえまして、いろいろ話し合いの中で持っていきたいと思っています。今回の予算につきましては、協議をして前向きで、やる気をなくさせることはいきませんので、やる気を出していただくように、私たちも支援してまいります。

○10番（田上 忍君） とりあえず、今の続きです。私はちょっと反対の意見なんですけど、議員もいろいろ意見はあるかと思っています。私はもう過去、今までずっと補助金を出してきて、そして法人化して独り立ちされたということで、やはり今課長が言われたように、少しずつ減額して、そして本当の意味での独り立ちして行ってほしいなと思うところです。

念のために、過去4年間の補助金、どれぐらい推移しているか教えてもらっていいですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

平成27年度につきましては206万1,000円です。平成28年度は267万2,000円。平成29年は

253万8,000円、それと平成30年度は253万8,000円です。今年が193万8,000円ということになっています。

○10番（田上 忍君） そうしますと、法人化する前の額ぐらいになってきたということですね。私はこれから独り立ちするために、やはり本来の、本当に独り立ちしてほしいなと思っているところです。

あと、この上のところにありますが、があーっぱ祭り、これについて、過去3年間の補助金の額を教えてくださいいいですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

があーっぱ祭りにつきましても、3年間、平成28年度、486万円です。平成29年度、申し訳ありません、間違えました。平成28年度は震災がありました。これは中止になっております。平成29年度は596万6,000円、これはシーリングで5%カットになっております。前年度までいきますと、648万円です。平成30年度も一緒です。596万6,000円、本年度も596万6,000円となっております。

○10番（田上 忍君） 今年のコンセプトというか、どういうふうな目的、たしか掲げられていましたよね。それを教えてください。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

昨年度は復興祭がありましたけれども、今年はテーマに「一致団結、夏だ、祭だ、始まりだ」ということで、令和元年に際しまして、このテーマが掲げられました。

○10番（田上 忍君） とても元気のいい答弁でありありがとうございます。しかし、これも復興ということをお題目に、そして、いい、素晴らしい祭りができたかと思えます。やはり御船町でがあーっぱ祭り、1年を通して御船町はがあーっぱ祭りに予算を掲げて一生懸命やられたと思えます。これは町民一体となってやってもいいのではないかと思うのですね。こういういいもの、とにかく御船の復興、熊本地震からの復興というお題目でやっているものについては、どんどん私は補助金を出すべきだと思っております。昨年よりちょっと減っているということですが、その減った分は中身で充実させながら、独自のことをやっていってほしいなと思うところです。

ではちょっと関連して、商工関連から、予算説明書の44ページに、緑の村の繰出金ということがありますけれども、これは緑の村特会のほうで見ればいいのですが、大体、大きな項目として、この繰出金、項目でどういったものに使われているかというのを教えてください。

ださい。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

繰出金の451万2,000円と、51万円とか思いますけれども、説明書の77ページに記載しておりますけれども、昨年度星の森ヴィラをオープンしまして、その関連で若干の不具合な点がございましたので、そこの手洗い場の改修、洗い場の改修、それと新しく復興基金を利用しまして、キャンプ場内の、オートキャンプ場の電気の引込工事、それと星の森ヴィラに芝張り、見られたと思いますけれども、雨の関係で流れ出しておりますので、全面に芝を張りまして、しっかり環境整備をしたいということで、その工事費。それと、オートサイトとその整備に係る造成工事等を計画しております。これは復興基金を使った事業となります。

それと、そのうち200万円、備品購入関係でグランピングテント、今ドームハウスだけではなくて、持ち込みテントの利用も多くなっております。その関係で、今新しい、今本当に最新のキャンプのエリアもあるし、常設テントも35年ほど経っておりますので、そのテントの台を利用して、そこにテントサイトを作っていただいて、キャンプを楽しんでいただいて、いろいろなキャンプの楽しみを経験していただきたいということで、今計画しています。

○10番（田上 忍君） 大体わかりました。今回、緑の村でマウンテンバイクの全国大会がありました。私も見に行きました。今後は、全国大会そして世界大会、こういうのも誘致しようということで聞いておりますが、この間の全国大会に行つて、いろいろな課題があったと思います。この中で、一番大事なのはトイレだと思うのです。これについて、男子トイレの半分以上が使用困難。これは、やっぱり私は大きな問題だと思うのです。この予算が今回入ってない。このことをどう思いますか。ここはひとつ、町長の意見を。

○商工観光課長（作田豊明君） 「C J 吉無田」今回は4月13、14日で行われましたけれども、参加者は252名ということで、本当に反省会をしました。いろいろ反省のことがありまして、トイレの問題につきましても、今回の予算につきまして予算要求したのですけれども見送るということになっております。ですから、引き続き私は要望して、復興基金がありますので、それを優先課題としてもっていきたいと思っています。ただ、今年優先課題としてちょっとキャンプ場の整備をさせていただきますので、見送りさせられましたので、ぜひ私もチャレンジしていきます。

○10番（田上 忍君） はい、課長よろしく申し上げます。頑張ってください。

やはり外から人を呼ぶには、そういう環境をまず充実させるのが一番というか、もとからないのならないでしょうがないですよ。あるものが、そこに設置されているものが半分以上も使えない。そして、何人もの行列になっている。やはりそこは何とかせないかんと思います。だから、改修も必要だと思いますけれども、あとは下のいろんなところで、そこに何か仮設トイレをそこに設置するとか、そういうとも考えられると思うのですね。その辺何か考えていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

おっしゃるとおりです。うちのスタッフが準備段階で、それが欠けていたかなというのを、本当に反省しております。そういうところで反省も出ましたので、そういう反省を踏まえまして開幕戦を勝ち取りましたので、来年またチャレンジしたいということで、その実行委員会のメンバーも頑張っておりますので、信じて頑張っていきます。

○10番（田上 忍君） ぜひ、次の大会前にはこのあたり整備お願いしたいと思います。

それでは、農業のほうですが、説明書の34ページ、アイスの宣伝費とあります。これについては、私はどこがこの宣伝をするのかよくわからないのですが、今回こうやって予算に出ているということで、その辺の考え方を教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、この経緯につきましては、熊本地震が発生しまして、それを機に地元の若手農業者が自分たちが丹精込めて作った農畜産物を使った加工品を開発しようという話が役場に持ち込まれまして、その中でいろんな研修会とかいろいろ開催して行き着いたところが、アイスを作ろうと。自分たちで育てた作物、牛乳を使ったアイスを作ろうという形になりまして、ではということで、平成30年度に御船町農産物産品開発協議会、こちらは若手農業者、それと農業後継者クラブと私ども、農業振興課が入りまして、事業に着手して生まれたわけでございます。

平成30年度に県の事業等を使いまして商品開発等あたってきたわけではございますが、このPRにつきましては、地元産の牛乳、ほうじ茶、ばってん甘柿それとイチゴが御船町の生産者がおられますので、そちらをまず4種類作りまして、まず熊本県の出先機関であります東京銀座館、それから大阪事務所とか、そちらのほうに今度は県外のPRを打っていかうということで予算を計上しております。

○10番（田上 忍君） 町がそういうあちこちへ、町の出先とか県の出先とか、そういうところに宣伝してあげるといことなのですね。了解です。どしどしこういうふうにやっていただいて、そういう若手の農家を育成して行ってほしいなと思います。

次の35ページに、葉たばこの振興補助金とあります。本当に3万7,000円と、随分低い値段ですけれども、この値段で何ができるのかと不思議に思いますので教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えいたします。

御覧のとおり一番金額的に目立った低さになっております。この経緯に至りましては、平成19年から葉たばこ振興協議会には補助金として出しておられます。この協議会につきましては、町の補助金と農協から5万円の補助金ということがあっておりまして、なぜ3万9,000円に設定したかといういきさつは私もわかりませんが、そこら辺の町からの補助金と、農協からの補助金があるというところで、この3万9,000円になったのではないかと、3万7,000円になったとっております。

○10番（田上 忍君） 何かだんだん葉たばこの耕作者も減っているのではないかと思います。先ほどは禁煙とかそういうことを言ったのですが、これは逆ですけれども、やはり農業振興という意味では御船の葉たばこも結構な耕作者がおりますので、必要なところには補助金出して行ってほしいと思います。言っていることとやっていることでいろいろありますが。

次、41ページです。イノシシの駆除の報償金ということで、イノシシはここに出てくる。たしか決算とか見たときに、シカとかサルとかもあつたと思うのですが、それについては、どうなっているのですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

市町村権限で捕獲の許可が出せるのがイノシシのみとなっております。シカとサルの捕獲につきましては県知事の許可となり、事務の委任を町が受けているという状況となっております。そのためシカとサルにつきましては、当初予算で計上いたしております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。あと、国庫事業があつたと思いますが、これはどうなってますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

鳥獣害の防止対策につきましては、これまで議会の中でも多く御質問があつておりました。国庫補助事業につきましては、現在までは電気柵のみの補助ということになっており

ましたが、今年度、御船山都鳥獣被害広域防止計画というものがありますが、そちらの3年に一度の見直しの時期ということで、令和2年度からワイヤーメッシュについても補助の対象となるよう計画を策定し、鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと思っています。

○10番（田上 忍君） 今の件は、この説明書の42ページの一番下に書いてある、100万円の補助、これにも絡んでいると思うのですが、ここにはワイヤーメッシュも入っているのですが、ちょっと今の説明だと次の年からということですがけれども、ここに今年から入ってるんですけど。ここを説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

有害鳥獣被害防止対策補助金100万円、こちらにつきましては、国庫補助事業の対象とならない、例えば国庫補助事業の要件としましては、3戸以上の農業者、かつ圃場が隣接していないと該当しないということで、主に中山間地域の農業者の方を支援するために、平成16年度から町の単独事業として行っております。それまで議会の中でも御質問が多々あっておりまして、侵入防止対策の強化が求められる状況を踏まえまして、既存の制度及び補助率の拡充が必要と判断いたしまして、御船町有害鳥獣被害防止対策電気柵設置事項要綱を一部改定いたしまして、昨年の予算額32万円を100万円増額しております。また、検討事項とされておりましたワイヤーメッシュにつきましても、補助の対象とし、補助率につきましては、昨年までは40%でしたけれども、近隣の町の補助状況も確認し、今年度50%に拡充しております。

また、1事業に対しての補助金も15万円を限度に設定しております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。そうすると、さっきの国庫補助事業とここに載っている100万円は違うものということでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） はい。

○10番（田上 忍君） では、すみません、商工課いいですか。

46ページです。これは先ほどの森田議員の確認ですが、交流センターの化石発掘の備品購入ということで、交流センターの横で化石発掘ができるのですが、今化石発掘できる箇所が3カ所あります。私にはよくわからないのですが、どこが主管課なのか僕はよくわかってないのですが、社会教育課なのか商工観光課なのか。交流センターの横は、どちらかと言えば恐竜博物館に附属しているというか、あそこと密接な関係があつて、どうなっているのかなとよくわからないのですが、その管轄というのは、化石発掘というのはす

べて商工観光課でよろしいんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

化石発掘体験につきましては、3年前、加速化交付金を利用しまして、商工観光課が主管して、あそこの一角を公開しまして始めた事業です。

○10番（田上 忍君） というと、すべて化石発掘体験は商工観光課の管轄ということでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

化石発掘体験の指導、サポーターとか普及サポーターガイドあたりは、博物館が事業化しましてガイドを養成して、私たちもそれにのって育成に尽力していった経緯がございます。施設の活用については観光課で一貫してやって、博物館の協力も得ているところです。

○10番（田上 忍君） 大体わかりました。とにかく、化石発掘体験については社会教育課と商工観光課が協力しながらやっていかなきゃいけないということですね。今後協力しながら、化石発掘に来た方を楽しませてあげてほしいと思います。

○8番（岩永宏介君） 歳出予算説明書の41ページです。イノシシ駆除謝金で3,000円掛ける400頭と、これの対象者を確認したいわけですが。対象はどういうところに謝金が出るのか、お尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、駆除隊町内に3隊ございますが、駆除隊の3隊24名の方が対象となります。

○8番（岩永宏介君） これを例えば、これはこれでありがたいのですが、1つだけ申し上げますけれども、とにかく農作物被害が大きいというのは生息数が極端に増えてきたということが、まず一番に挙げられると思うのです。だから、この程度ではといいますか、やはりこれは御存じかと思いますが、頭数を削減するという事は、2023年までに半減させるということで、環境省も指定管理鳥獣とする省令を公布して、もうそういうことを明言しているのですよ。だから、それを見ての対策をぜひお願いしたい。これはもう、本当緊急の中山間地にとっては、本当に大きな問題です。そのあたりをよろしくということ。そのあたりの検討を、本当にもう差し迫った問題になるということを指摘しておきたいと思います。

それから、次の42ページの防護メッシュについて、これは中山間地でのことを配慮して、

町単独の費用で補助金を出していただくということは非常にありがたいというか、ありがたいことだなとは思っています。それで、これについての概要です。これは今年度から始まるということですよね。今50%補助金、40%はやっぱり50%に上げていただいたということも大きいと思います。ありがたいと思いますが、これの概要、例えばさっきおっしゃった何戸以上とか、上限があるのか、補助額に上限があるのかとか、田畑のみなのか、本当に希望があるのは、山林はあるわけです。山林に及ぶのか、そういうところの概略を簡単をお願いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） まず、岩永議員がおっしゃられました駆除の頭数の話、こちらは私どもも本当危機感を持っておりまして、今後協議会の中で、この件については、どういった対応をやっていこうかというような形で進めていきたいと思っています。

それと、町単費の補助金につきましては、昨年度40%の補助を50%に拡充ということで、上限額が15万円ということで設定いたしております。ですので、今年度100万円予算を計上しておりますので、大体6戸ぐらいを想定しておりますが、こちらはこれから議会が終了しまして、要望を取っていきますが、要望を取った後件数をはるかに増えたという場合につきましては、執行部と協議しまして、補正等でも対応していきたいと思っています。

○8番（岩永宏介君） もちろん田畑だけですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） すみません、対象は畑、田、樹園地、竹林が入ります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（清水 聖君） 41ページから42ページにかけてありますが、森林のことが出ていました。それで、先日の説明のときに、馬立区と五ヶ瀬区との対象となるとたしか聞きました。それ以外の地区もよろしいのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 森林制度、この制度につきましては今年度から始まりまして、今年度につきましては、清水議員おっしゃられましたとおり、五ヶ瀬地区、馬立地区、赤松地区を本年度の事業対象地域として、今説明会等を終了したわけではございますが、これから10カ年計画に基づきまして拡大をしていくということで、それから随時水越が終わって、七滝、田代方面をずっと回って、10カ年で推進を終わらせるということで今考えております。

○11番（清水 聖君） 非常にいい制度ができたと喜んでおります。とにかく間伐の遅れ、これが洪水とかそういうのを引き起こしまして、土砂崩れ、こういうのがあっています。そ

れで、あるところ、たしか四国であったと思います。脱サラをして、そしてやはり整備されていない森林に入って、全部ではないけれども、自分ができる範囲内を請け負って非常に時間に追われなくて、いい成績が上がっているということが本に載っておりました。そういう制度も受け入れられるのか、お願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほど概要の中で御説明しましたように、地域の林業に携わる事業所というのがありますが、こちらは、県の認定を受けた方が事業所という形で扱いになりますので、森林組合以外にも御船町には林業の事業に携わっている方がおられますので、そちらの方々も今回がその事業の対象の業者というたらいかんとお思いますけれども、そういった感じになると思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○商工観光課長（作田豊明君） 訂正をお願いします。

先ほど森田議員から質問がありました街なかギャラリーの事故の日にちです。大変申し訳ありません。4月6日、1カ月間違っておりました。4月6日の20時30分ということで、報告を受けておりますので、その後使用停止を聞いております。申し訳ありませんでした。

○議長（池田浩二君） よろしいですか。

○7番（森田優二君） 一言。やはり、そういう事故があったときは、きちんと報告とかするようによしてください。おそらく今の話では4月いっぱい全然課長はわからなかったというふうにも受け取れますけれども、それではいけないと思います。やはりそこらあたり、ちゃんとさっき言ったように、係が見に行っておりますので、報告をきちんと課内へもするようによしてください。

○商工観光課長（作田豊明君） 私が日にちを間違っただけで、報告を受けましてすぐ使用停止をしまして、報告書は作っていただいておりますので、今後施設を管理する上で、吉無田もそうですけれども、しっかり現場を見ながら指示をしていきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

次に、7款、土木費から9款、教育費までについて、質疑を行います。質疑はありません

んか。

○2番（井藤はづき君） 予算説明書の62ページです。AEDパッドの使用期限の切れているとあるのですけれど、使用期限はいつだったのか教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

今回のAEDは平成29年3月に購入したもので、2年間の使用期限となっておりますので、平成31年3月末に使用期限が来ております。

○2番（井藤はづき君） 3カ月ほど切れているということですね。使用期限を過ぎるとどのような支障が出るのですか。

○学校教育課長（西本和美君） どのような支障が出るのかというところの確認まではできておりませんが、すぐに3月末に実は気づいておまして、業者に確認をいたしておられます。そのときに期限が切れて翌日からすぐ使用できないというものではありませんけれども、早目にお買い換えくださいというお返事でした。

各学校にはもう1台ずつAEDを設置しておりますので、今回の補正において購入してもまだ大丈夫なのかなというところで補正対応をしています。

○2番（井藤はづき君） 子どもたちの命を守る大切な設備なので、常に万全な状態で使用できるように管理していただきたいと思います。よく最近ですと、体育祭、運動会の練習とかでは何人も同時に倒れたりという事件が起きていますので、2台あるから大丈夫ではなくて、常に万全な状態でしていただきたいと思います。

その点で、部品の交換や点検などの管理を今後どうされていくのかを教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） AEDにつきましては、使用期限がパッドが2年、バッテリーが4年、本体が7年と複雑な管理となっておりますが、今後備品に附属する消耗品の管理についても再度学校と確認を行い、適正に管理していきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 58ページの非常消防費のところですか。今年活動服を消防団は入れ替えの予定みたいなのですが、今までの消防服も備品でたしか購入されていたと思いますが、今回はどうされるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回消防団員の活動服ということで消防団員全員の分予算をしております。これは、消防団員の服装が、基準等が東日本大震災の後変わっておりまして、御船町においては、ま

だその服を用意しておりませんでしたので、今回の補正により、消防団員の活動服ということで、今回補正をしております。

これまで使っていた分については、町の職員分に充当できないかということで、今検討しているところです。

○3番（宮川一幸君） 活動服については、今までは町が使っていたのは、特別なたしかいい作業服だったと思ったのですが、今度定価が大分安くなっているみたいなので、ちょっと形が大分変わってくるのかなと思ったので聞いてみました。そして、今回編上靴も一緒に450足準備されているみたいなので、一緒に消防団員はそういった形で服装をちゃんと足元から整備されればいいかなと思いました。生地自体もちょっと変わるのですか、この作業服は。

○総務課長（藤野浩之君） はい。今回やはり消防団員の安全を確保するというのが第一になってきますので、安全な服と編上の靴ということで、活動における消防団員の安全を確保するという意味で、以前よりも安全ないい活動服になるかと思います。

○7番（森田優二君） 関連で質問をしますけれども。まず、装備の中で編上が出ましたけれども、一緒に手袋、ヘルメット、キャップ、ベルトが30個とありますけれども、この30個というのは、どういうことになっているのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この30個ということにつきましては、新たに入る新入団員用ということで予定をしております。

○7番（森田優二君） 新たに入るというと、来年度を想定しているのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 新入団員の、大体来年度決定するのが1月以降くらいに大体新入団員が大体わかってくるかと思います。4月に入ったらすぐ辞令交付等を行い、団員として活動していただくということもありますので、今年度の予算の中で準備をしておくという形になります。

○7番（森田優二君） その下の、幹部用制服購入費というのは、これはどういうことですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この2着ですかね、これは分団長の制服ということで、分団長が交代の予定がある分団等もあるかと思うので、4月に間に合うようにということで、今回2着分を予算計上しております。

- 7番（森田優二君） それも来年度用ということで考えようということですね。
- 総務課長（藤野浩之君） はい、来年度、分団長が交代した場合ということで考えております。
- 7番（森田優二君） それを聞くと、編上とか何とか、靴とか何とかはそれまで含んだところで考えられているのかなというのがあります。
- それと、最後に今度の作業服ですけれども、これは現在の基準に準ずるものということに話されましたけれども、耐火服ではないけれども、何かそういう特殊な服になってくるのですか。
- 総務課長（藤野浩之君） 今度購入する服にということでしょうか。はい。耐火も兼ねた服になるかと思えます。
- 10番（田上 忍君） 説明書の49ページ、九横道の委託料とあるのですが、確認するのですね、この説明をまずお願いします。
- 建設課長（野口壮一君） 九州横断自動車道延岡線の工事用道路に係る用地測量ということになります。この延岡線の建設が始まっていたところ、平成18年度2月9日付けで足水地区高速道路対策協議会、それから御船町、それから西日本高速道路株式会社九州支社八代事務所の連名で覚書が締結されております。いわゆる九州横断道路の建設に際して、工事に行く現場までの工事用道路の現道、町道または農道等を使って現場のほうに入り込む際に、現道の拡幅部分にかかる用地を、この覚書によって使用の規定がされております。
- この九州横断自動車道の開通後、この覚書の中で、存置する場合には、この拡幅された部分については、国が各地権者に借地をしておられます。当時の用地の評価額から、今まで国が払った借地代を差し引いた額を町が買い取っていきますという合意額の規定になっております。要は、その拡幅された部分の用地を測量して、面積を確定して、用地の購入に移っていくという手続きになっております。
- 10番（田上 忍君） 今回こうやって図面が示されてある程度の場所はわかったのですが、すると今回測量して、その後この用地を購入していくということで、これからまだ大きなお金がかかってくると思うのですが、そういう、今回九横道の関係では、この用地買収、これは財源はどうなっていますか。
- 建設課長（野口壮一君） 今回、工事用道路で拡幅された工事用ですので、道路拡幅に係る部分については、補助または道路に係る起債事業等は該当しないということで、用地を買

い取る部分については、町の一般単独費という扱いになってきます。

○10番（田上 忍君） そうしたところは測量しないと、どれだけの金額になるかわかりませんが、またかなりの金額になってくるのではなかろうかと推察いたします。また、それが次に上程されたときに審議していきたいと思います。

それから、今日こうやって3枚資料が提出されました。今までは、昨年まではこういう資料というのはいつも議案説明書と一緒に出て、つけて、わかりやすく誰でも見てわかるようになっていたと思うのですよ。その辺、議案書とかは、各課長が作って、そして総務課長のところに行って、町長決裁に出しているのですから、議案書が出てくると思うのですが、今回総務課長にお願いしておきたいのですが、次回からは最初からわかるように議案書にこういう説明書をつけてほしいと思います。いかがですか。

○総務課長（藤野浩之君） 議案書の説明資料につきましては、全員協議会等でまず配布いたしますので、それに間に合うようには資料は作成して検討したいと思います。

○10番（田上 忍君） はい、その点よろしくお願いしておきます。

続いて51ページ、ここには委託料、工事料、それから土地の購入費ということでありませう。まず、この中で、とにかくこの3つの説明を簡単をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まず、御船インター東側の企業誘致に絡む予算になっております。委託料です。これは周辺道路の整備に係る実施設計に係る分になります。今、概略設計が大まかにでき上がる中で、次の段階として、実施設計の中に入っていきます。国からの部分はその分に係る、実施設計に係る委託料ということになります。下のほうに、13節で分筆登記に係る用地測量業務委託ということで1,000万円ありますけれども、これは、いわゆる現道の拡幅部分に係る用地の測量の業務委託費となっております。

それから、15節、工事請負費です。令和元年度で施工を予定している工事になります。それから15節は、あと1つ、道路改良事業で予算ということで、北園有水線の道路改良等を掲げている予算になります。

17節、財産購入費、これは今委託料で言いました道路拡幅に係る部分の道路用地の購入費ということで計上をしている部分になります。

○10番（田上 忍君） では、その中で、道路拡幅部分というのは、これは地図が小さいのでどこかわからないのですが、これは具体的にはどの土地になりますか。

○建設課長（野口壮一君） まずは、真ん中を走っています八竜下高野線です。現道が4メー

トルほどの道路なのですが、これを11メートルに拡幅をしていきます。この拡幅部分に係る分です。それから、緑の小坂八竜1号線、これも同じく現道が4メートル程度の町道です。これは土地改良区の管理の道路を前回、町道に認定していただいた分になります。これも現道4メートルを11メートルに拡幅していくということになります。

それから、今度は赤色のほうですけど、小坂八竜線の1、小坂集落のあるほうの赤で示している部分です。ここは左折インと右折アウト、左折アウトのほうに斜線がつかますので、幅が14メートルになります。現道4メートル道路を14メートルに拡幅するということになります。それから、同じく赤色で示しています、インター近くにアパートが建っています裏のほうです。小坂八竜線の2です。現道が4メートル道路を11メートルに拡幅していくというものになります。

下高野甘木線については、これは今高速道路と水路で挟まれた道路なのですが、水路側のほうに少し擁壁等を設置をして、道路を少し拡幅していくという計画になっております。

○10番(田上 忍君) 今説明されたのは、この地図に書いてありますよね。そうではなくて、具体的に、ではこの緑色の道路だったら、どちら側の田んぼをどれだけ買うのと。それが知りたいのです。

○建設課長(野口壮一君) まず、八竜下高野線です。4メートル道路を、今回の用途地域をバイパス側のほうに拡幅をしていくということでもあります。いわゆる差が7メートル分の延長ということになります。それから、真ん中の道、下高野線、八竜下高野線です。これは国道445から入りますと、左手のほうにカーブ等がありますので、こちらは全部右側のほうに拡幅をしていく。で中央線まで結ぶという計画です。赤色の小坂八竜線、これも小坂集落側はそのまま、国道から見れば左側のほうに拡幅をしていくという計画です。それと小坂八竜線2号です。このアパートの裏についても、現道から田んぼのほうに拡幅をしていくという計画になっております。

○10番(田上 忍君) 大体わかりました。本当は、そういうのも図面で引いていけば説明なんか要らないわけです。そういうところまで説明つけてくれれば、ありがたいと思います。

この購入については、各々の地権者からの購入になってくるのか、そして坪単価はどれぐらいと考えているのか。そこを教えてください。

○建設課長(野口壮一君) 今言いました1番目の八竜下高野線それから緑の小坂八竜1号線、それから小坂八竜の1と2です。これについては、田んぼ側に入る部分については、今回

の土地の取引事業者と、それから当該地権者からの町への寄附採納という手続きを今のところ予定をしているということです。

この真ん中の道です。八竜下高野線、これはこの緑と交わった交差点からその中央線まで、ここは完全に町で買い取りを行っていくという路線になります。それから、この緑の路線で農地側のほうに、ここを農耕車が通りますので、今のところまだ各田んぼへの乗入れ口を整備しようということで説明をしているわけなのですが、耕作者の方から乗入れ口では支障を来すということで、駐車帯を完全に設けてもらいたいという要望等もありますので、ここの農耕車に対する駐車帯あたりの用地も今後考えられてくるというところであります。

今回、予算を上げておりますけど、最終的には不動産の鑑定評価をもとにこの辺は用地の交渉に入っていくということで、現時点での坪単価が確定しているというわけではありません。

○10番（田上 忍君） では、ここは、今回コストコという名前がついているのですが、コストコが来る。そのために町が道路を拡幅して、どうぞ来てくださいというふうに持つてくると受け取るのですが、通常でいきますと、誰かが、宅地が来るにせよ、商業施設が来るにせよ、その来た人が土地を購入して、そしてその部分が道路として差し上げますということで、その進出する企業なり業者なりが全部購入して寄附するというふうに、今までは大体見てきていたと思うのですけれども、今回は町がこうやって準備して、「どうぞ来てください」というふうにやると。何か今までのやり方と違うと思うのですが、その辺はどう考えられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回は、先ほどコストコと言われましたが、コストコはあくまでも6ヘクタールの部分です。今回の11ヘクタールの6ヘクタール。町は今回、地方創生道整備交付金を活用しまして、町の道整備としての事業ということで、今年予算化しました。全体の目的としましては、町は今、御船町に御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジそして上野吉無田インターチェンジと3つのインターチェンジがあります。それを今回地方創生事業としまして、町道と広域農道を一体的に整備することによりまして、道のネットワークを整備しまして御船インターチェンジ周辺を中心とした産業の集積を図る一方で、中山間地域への広域観光ルート、それに熊本地震からの教訓を踏まえた災害時の迂回路と道路の確保、

地域の所得の向上、交流人口や定住人口の増加を図り、活力ある御船町を目指すものとして今回地方創生事業を活用しているところであります。

その中で、本年度は御船インターチェンジ周辺の道路整備事業としまして、今回予算に約5億8,000万円程度の予算を計上しているところです。

○10番（田上 忍君） 今回はあくまでも町の道路整備というのがメインということですね。

そのために今回、進出してくるコストコの要望にあった広さになるという、要望というか対応がですね、するためにはこういう大きな道路を作らなきゃいけないから、町として作りますよということですね。はい。

次行きます。53ページ、四宮橋の設計委託と工事が入っておりますが、ここで3つあります。まず設計委託料、それから不動産購入、そして補償費とあります。まずこの中で、補償費について、ここで補償費といったら具体的には何の補償費になるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の四宮橋の架替工事に伴い生じます補償費です。内容としましては、今の四宮橋の既設の橋にも水道の配水管それから導水管が添管されております。これを新しい橋に付け替える分についての、まずは設計委託費と、それから御船町の五人の先哲の一人でもあります松崎慊堂先生の家跡の記念碑の移設費、それから右岸、左岸に電柱がありますので、電柱の移転費ということで、今回補償費として予算を計上しております。

○10番（田上 忍君） そしたら次に、今回架け替えということですが、この予算の中に、足場を付けるのは当然ですけど、撤去費用は入っているのですか。それはまた別になっているのですか。

○建設課長（野口壮一君） この四宮橋の架替工事については3カ年計画で進めてまいります。令和元年度に新しい橋の下部工、橋台になります。この橋台を造りまして、令和2年度でその上の橋を造ります。令和3年度で既設の四宮橋の撤去工事ということで、3カ年におわたっての工事ということになります。いずれにしても、河川の中の工事ということで、出水期を外した工事になりますので、毎年、10月から翌年の5月までの限られた工事期間での3カ年計画で進めていくという予定であります。

○10番（田上 忍君） この四宮橋まで入っていく道路、これは大型車というか、それから中型車がやっと片側で入っていけるくらいの道路なのですね。こうやって大きな工事が入ってくるとなると、大型の工事用の車が絶対必要になってくる。その辺どうやってあそこま

で入っていくのか。そしてあと通行止め、今3カ年計画と言われましたけれども、ではどれだけ通行止めとか、住民の方にその辺が影響してくるのか、その辺を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 工事車両の進入等については、小路側、いわゆる老人ホーム側のほうからの車輛等の通行が見込まれるかなと思っております。それから、通行止めに際しては、いわゆる既存の橋が令和2年までは通れるというような状況の中で、新しい橋を造っていきたくい。新しい橋ができれば、そちらに切り替えて既存の橋を撤去していくというようなもので進めていきたくいと思います。

一定期間どうしても全面通行止めをしなければならない期間というのは出てくるかと思ひます。その辺は住民の皆さん等に周知をしながら進めてまいりたいと思ひます。

○10番（田上 忍君） 今大型工事車両が小路のほうから入ってくると言われましたが、今の広さで本当に入っていけるのか。そして今、川のすぐ横の道路、勾配がちょっと、その横は側溝が埋まっています、穴が開いたままです。その辺も考慮して本当に入っていけるかどうか、それについては今後考えていくということですか。

○建設課長（野口壮一君） その点も踏まえて、今後検討していきたくいと思ひます。また、正式な受注者が決まれば、その辺の業者との打ち合わせで決定していきたくいと思ひます。

○10番（田上 忍君） はい、ここは住民説明もたしか2回ほどやられたと思ひますが、これからは必要なきには住民説明をやって理解を得ながらやっていただきたいと思ひます。

では続いて、55ページに町営住宅の解体とありますが、これはどこを何棟解体するか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今年度14戸の解体を予定しているところでは、場所といたしましては、牛ヶ瀬団地5戸、二丁目団地2戸、五丁目団地2戸、桜坂団地3戸、茂生寺団地2戸、合計14戸を予定しております。

○10番（田上 忍君） では、これを解体して、例えばこのある1つの地区がもうゼロになるというところはどこかあるのですか。

○復興課長（島田誠也君） 順調に解体が進めば桜坂団地はゼロになります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、そこはもう大きな空き地になるかと思うのですが、その辺の跡地利用とかはまだ考えているのですか。

○復興課長（島田誠也君） 具体的には検討しておりませんが、今も一般質問の中にもありましたように、売却できるようであれば売却の方向で検討したらいいかなと思ひております。

○10番（田上 忍君） ぜひ有効な活用を見つけていって欲しいと思います。

次、消防関係です。59ページです。委託料がありますけれども、これは場所はどこになるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

場所につきましては上野地区の津ヶ峰地区になります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。それからその下に防火水槽の新築工事とあります。これの2カ所、これはどこでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

2カ所ですけれども、秋只地区、9分団3班、それと甘木地区、8分団4班になります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。最後の質問になってきますが、60ページに防災行政無線の関係で予算が出ております。これはこの間の全協でもお話ししましたけれども、まだ防災行政無線は4月から稼働してどういう運用がいいのか、これはこれから使いながら、いい方向に持っていかなければいけないと思っておりますが、今の現状でどういう実施要領というか使い方になっているか、それをまず教えてもらっていいですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防災行政無線につきましては、4月1日から運用を開始したということになっております。そのため、運用を開始するにあたりまして、要綱、規則等を整備を行っております。まず、運用につきましては、御船町防災行政無線局運用規則というのを設けております。それと、御船町防災行政無線の運用方法に関する要綱並びに御船町防災無線屋外拡声局運用基準かつ要綱という形でこのような要綱を定めまして、それに基づいて運用を開始したということです。

○10番（田上 忍君） そういう要綱がありましたら、ぜひ委員会で説明するとか、あとその議員にそれを配るとか、今こういう運用をやっていますということで知らせてもらえないかなと思うのです。よく言われるのですよ。「4月から運用しているけど、どういうもので流しているのか」、そして「地区ではどういうふうに流せるのか」そして、私たちは説明を聞いていませんから、「まだわかりません、後で知らせます」と言っているのですけれども、そうやって要綱があるのであれば、ぜひ配ってほしいと。この議会が終わってからでもいいからですね。それをお願いしておきたいと思います。

この中で、一番やはり危険というか、火災があったとき、火災は今どこから流している

のか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず運用の規則等につきましては、例規集にすべて掲載はされておりますので、ホームページ等でも御確認は見えるかと思えます。

それと今、火災、緊急災害とかいう場合については、役場から、親局から一斉に無線通信を行って放送を行っております。

○議長（池田浩二君） 田上議員、まだ質問、質疑は続きますか。

○10番（田上 忍君） いえ、もう1回でいいですよ。

○議長（池田浩二君） もう1回。

○10番（田上 忍君） はい。今の返答がちょっとおかしかったと思ったからですね。今、役場からと言われましたけど、消防署から流しませんでしたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

はい、火災等については、消防署からまず一報が入ることになっています。

○10番（田上 忍君） たしか今、役場からと言われたので。だから、消防署から流すものと今役場から流すのがあるということで理解していいですね。はい。以上でいいです。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） では、3時05分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 休 憩

午後3時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○4番（福本 悟君） 1点、お尋ねをさせていただきます。1点と言いましたのは、全体的に見ますところで、それぞれの中で、これはどこの場面で私も発言しようかなと思って、以前も岩永議員から過去にあっておりますが、それぞれの予算説明書の中の説明名称及び積算根拠のところについて、それぞれの議員が確認をされております。例えば、先ほどの59ページの商工推進の中の13の委託料、または工事費、または住宅の解体の関係の場所の

確認です。こちらについては、以前から話がありますように、少し文言等を入れていただければ、こういう時間を費やす時間はないかと思しますので、それについての整理の各課にあったところの指導について、伺わせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員が指摘されましたとおり、この予算説明書の中に不十分な部分があったかと思えます。特に地区名あたりが記載されてなかったとか、数が入ってないとかいった形で、記載ができてない部分があったかと思えます。今後は、可能な限りわかりやすい予算説明書ということで作成をしていきますので、各課長にも再度注意をしながら説明書の作成にあたっては慎重に行っていきたいということで、各課長にも申し上げておきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひします。

○4番（福本 悟君） ただ今、総務課長から答弁があったとおり、今後それは本当記入するしないについては、本当わずかな時間ではありますが、これを積算すれば大きな時間になりますので、全職員に徹底をして説明をお願いしたいと思ひます。

○総務課長（藤野浩之君） すみません、先ほど田上忍議員から御質問があった消防署の防災無線の運用についてということで、私の答弁がまだ十分でなかった部分があったかと思ひます。消防署との申し合わせということで、火災に関してですけれども、消防署が直接通報があるのは、住宅火災についてはすべて通報があるということです。その他、林野火災等については、消防団への要請が必要と判断された場合は通報がされるという申し合わせとなっております。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。まず51ページ、先ほどから再三質問がっておりますが、地方創生事業全体です。これの、そもそもこの地方創生事業自体の目的を及び財源、そして波及効果をどのように考えているか、御答弁願ひます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

目的、財源、波及効果ということなのですが、目的は先ほど若干述べましたけど、もう1回繰り返し述べさせていただきます。地方創生事業の目的としましては、本町には御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジ、そして上野吉無田インターチェンジと3つのインターチェンジがあります。今回の地方創生事業では、町道と広域農道の一体的な整備によりまして道のネットワークを整備しまして、御船インターチェンジ周辺を中心とした産業集積を図る一方で、中山間地域への広域観光ルートや熊本地震の教訓を踏まえた

災害時の迂回路、道路の確保と地域所得の向上、交流人口や定住人口の増加を図りまして、活力ある御船町を目指すものとなっております。

本年度は御船インター周辺道路整備事業としまして、今回の補正で約5億7,000万円ほど予算を計上しています。この財源といたしましては、地方創生道整備推進交付金約2億8,000万円、地方債が2億5,000万円、残りがふるさと応援基金を活用しまして、これは2億8,000万円程度活用しております。その中で、御船インター東への波及効果としましては、町では熊本地震からの復旧・復興を目指す中で、御船インターチェンジ東側へのコストコホールセールジャパン株式会社の誘致を復興のシンボルとして位置づけまして、全町体制一丸となって立地交渉を進めてきましたが、6月6日にコストコと町で立地協定を締結しております。令和3年春のオープンを公式発表したところであります。

今回の立地によりまして、町では新たな人の流れ、雇用の創出、定住促進など多様な波及効果が期待されるところでありますが、中でも固定資産税や住民税など税収効果も見込まれ、財政の健全化にも寄与することが期待されるところであります。

コストコは通常的大型商業施設とはちょっと異なりまして、南九州を商圈とした集客が想定されますので、その広域的な集客力によって新たな人の流れが生まれることで、本町はもとより、これは熊本中枢都市圏、さらには熊本県全体での経済的波及効果が見込まれるものと思っております。町への直接的な効果としましては、税収の増加と雇用の創出、南九州を中心とした集客が見込め、間接効果としまして、定住促進、交流人口の拡大などの波及効果も見込まれるところと思っております。

○9番（福永 啓君） この確認しました理由は、ここの地方創生事業が今までの答弁で、ややコストコのための投資であるかのように聞こえる部分がちょっとあったような気がします。まさに、今回のこの投資に関しましては、確かにそこにコストコは誘致をして核ではありますが、基本的に本御船町全対及び熊本県全体に対する地方創生の観点からの事業であると。少なくともコストコ誘致のみのための投資ではないというふうに、今の話を聞いた中では理解できたのですが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

地方創生事業に関しましては、町道整備だけではなくて、広域農道の整備も含まれております。特に中山間地域の広域農道と中山間地域の町道整備、このあたりも含まれておりますので、中山間地域の農業の振興にも役立つものと考えておりますので、その中の一部

分にこの部分が入ってきているという事業になります。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。

次52ページ、県単道路改良負担金、これは先ほどちょっと話題になりました県道の改修に関する負担金なのでしょうか。またほかに関するところなのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回負担金を330万円計上させていただいているわけなのですが、先ほどのように説明書に記載がもう少し詳しく書いてあればいいかなと反省をしております。

単県道路の改良事業ということで、これは県道田代御船線、五里木の下を今道路改良をされております。その分の負担金ということになります。

下のほうの単県の側溝整備事業です。これは国道445号線、滝尾小学校に行くまでの歩道の横なのですが、よく出水期に国道まで水が氾濫して、道路の水がはけきれないというものがあまして、通学している子どもたちにも支障を来しているということですので、そのこの区分に関する分の側溝とかそういう水対策に対する設計の委託から設計の業務に対する負担金ということになります。合わせて330万円ということになっております。

○9番（福永 啓君） はい、了解いたしました。

続きまして54ページ、先ほど歳入の部分でちょっとありました。危険ブロック塀安全補助金です。これについてなのですが、制度について、これは誰でも申し込める制度なのか。それと、あとは、先ほども質問にありましたよね。これは基本的に危険と思われるブロック塀を撤去する工事費なのですね。撤去するのはいいのですが、撤去した後、これはやはりどぎゃんかせにゃいかんと思うわけです。そこにブロック塀があったときに。そのときに対する何らかの補助制度、御船町独自ではなくて、そういう何らかの補助制度、指針等はないのですか。

○建設課長（野口壮一君） 午前中に岩永議員からこの質問があった中で、お昼に帰りまして、職員から熊本緑・景観協働機構という機関がありまして、今回の危険ブロック塀の安全確保事業でブロック塀を撤去した後に生け垣等を緑化を推進するという事業がありまして、最大緑化に要する費用の2分の1、最大で10万円の助成を受けることができるという制度があります。手続きの方法としては、市町村を通じて機構に申請をするという手続きになっております。ですので、ブロック塀だったからブロック塀で復旧するというのではなくて、これも1つの再生の方法として選択肢の1つになると思います。

○9番（福永 啓君）　そうですね。どぎゃんかせにやいかんわけです、その後は。そういう制度があるということで、これは周知、活用を図っていただきたいと思います。

続きまして55ページ、さっきもちょっとありましたけれども、町営住宅の長寿命化計画、今度新たに、もう終わったので建てられます。どのような変更があるのか。さっきもありましたけど、あと1回。それと用途廃止、これまでも用途廃止というのは決まっていたね、こことここが用途廃止と。それと同時に、また用途廃止の予定でないところの老朽化支援へと進んでいくわけでした、用途廃止の町営住宅がこれで増えたりすることもあるのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○復興課長（島田誠也君）　お答えします。

先ほども少し触れましたけども、これまでの長寿命化計画に変更点といいますと、新たに災害公営住宅を100戸、単独住宅を66戸新たに新設をすることによりまして、それも含めた長寿命化計画を策定見直しをするということになります。計画策定の段階で、団地別だったり、棟別だったり、状況の把握を行いまして、今後の長寿命化の事業方針を設定する中で、新たに用途廃止の町営団地が増加する可能性はあると思っています。特に総数がかなり増えておりますので、その辺も含めたところで、先ほど中城議員からもありましたが、総数の部分を含めたところでの全体的な戸数の見直しというところも含めたところでの長寿命化計画の見直しというのを進めていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君）　用途廃止予定になっている、もう既に出しているところです。それに関しましても用途廃止が進んでいない。その理由については、もう散々議論してきましたよね。前回も議論しました。それについては、ぜひ皆さんの共通認識ですから。あとは私たちも協力いたしますので、ぜひ1人だけ、課だけで抱え込まずに、皆さんに協力を仰ぎながら進めていただきたいと思います。

次56ページ、甘木のみんなの家、この解体費用が出ております。これはそもそも所有者は誰になっているのでしょうか。それと、この解体、これは何か有効利用を図るための解体でしょうか。

○復興課長（島田誠也君）　お答えします。

甘木仮設団地のみんなの家につきましては、平成29年11月に日本財団から寄贈されたもので、所有としては町の所有ということになっております。今回の解体につきましては、地権者の方の住まいの再建というか、自宅再建の場所として、今みんなの家が建っている

場所に再建をされるという方針が固まりまして、撤去をする必要が出てきたというところでの解体撤去ということで、予算を町の予算として計上させていただいているということになります。

○9番（福永 啓君） なるほど、それはいつまで解体しなければいけないと、それは決まっているのですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

地権者の方の住宅の再建が8月から始まるということで、7月いっぱいには解体をするという予定で進めたいと思っています。

○9番（福永 啓君） そうしますと、町の単費ですよ。単費になりますよね、町の所有物ですから。方法によっては、それこそそれに対して、これを譲渡しますよ、町のものから譲渡しますよと広報して、そしてその代わり、基礎は難しいかもしれませんが、どれだけでも全部解体して持って行ってくださいと、そういうふうに周知すれば、これは私は買い手があるかもしれませんと思いますよ。県のを解体するときはこれをやっていますから。そうすると、これは費用はうくというか、安くなる可能性もあると思います。

もし、それが自分で解体して持っていきますという申し出等を、そういうのを欲しいという人がいたら、それに対する対応はできますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

現在、町所有の財産ですので、そこについての譲渡は、一応財団にも今回の経緯等説明して、解体の方向でいくという説明はしておりますので、財団に一応確認をして、そういった手続きが可能であれば前向きに検討したいと思います。ただ、期間が迫っている関係もありますので、そう悠長なことは言っていない部分もありますので、この辺は対応を考えたいと思っています。

○9番（福永 啓君） そういう人が実は1年ほど前に何人もいらっしゃったんですね。もうこれ自分で解体して持っていくから、くれないみたいな話は私は何人かいただいております。まだ、そういう方たちがそういう気持ちを持っていらっしゃるのであれば一応あたってみて、そしたら御船町がそのお金を出す必要はないわけですから。そういうのも御船町のお金を少しでもセーブするために考える必要もあるかなと思います。

あとすみません、60ページ。これがよくわからなかったのですが、戸別受信機に関する予算が出ております。そもそも戸別受信機は防災行政無線の中で1,300個設置するとなって

おりまして、その予算は既に通っていたと思います。まずは今回、この1,300個を超えて戸別受信機を配布するのであれば、それだったら補正予算が出てきてもいいのかなと思いますが、まだその範囲内にありますので、ここでなぜ新たに戸別受信機の予算が出てきているか、それについて御説明をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、戸別受信機の設置費用ということで、戸別受信機本体の費用ではございません。先ほど議員が言われたとおり、平成30年度の防災行政無線の中で、1,300基戸別無線受信機を整備しております。そのうち現在設置しているのは約300基を設置しております。内訳を申しますと、行政区の区長さん、嘱託員さんに約80基、それと民生児童委員さんに約30基、それと消防団の分団長に12基、それと指定避難所に40基、それと公民館分館あたりに10基、それと集会所、地域の公民館等になるかと思いますが、68基。それと聞こえない地域について申請があった分の50基ということで、約300基は現在設置をされているところですので。今保有しているのはもともと1,300でしたので、今は1,000個は町で保有をしております。それで、今回申請があった98個につきまして設置を行うということで、設置費用となります。

設置につきましては、アンテナを屋外につけるということ。それと周波数の調整を専門の業者が行うという形で、費用としては1戸当たり2万1,000円ほどの費用がかかるということで、今回申請があった分についての設置費用という形で補正予算を計上しております。

○9番（福永 啓君） その300個を含め、当初はその設置費用を含め、1,300個分の設置費用まで、1,300個分、既に設置する費用まで全て、一応防災行政無線の予算の中に含まれていたのではないかなと思います。それで1回減額か何かしているのですか、そこで。その300個は予算の中で設置しますよね。ただ、残りの1,000個についても、予算は取ってあったのだけど、減額か何かしてあって、そしてまた今年出ているという形になるのですか。ちょっとそのあたりがよくわからないのですけど。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

平成30年度の事業ということで、300個は設置したということであれば、それは工事費の中で多分設置してあると思います。それで、ここは全体的な工事の変更の中で変更してあるものかと思います。

○9番（福永 啓君） 当初予算を見ましたところ、一応そういうのは含めて300個だけではな

くて、1,300個はすべて予算内に含まれていたと思うんですね、その後に減額変更はしていますよね、これに対して。減額変更でやっていると思います。ということは、減額変更したので、また新たに今回戸別受信機に関しては1回減額しているので、今から1,000個、どれだけ入れるかわかりません、その分に関してはまた新たに設置費用については、今回はこれだけですけど、またほかにも出てくるかもしれません。そうすると、その場合もこうやって補正予算で上げていくという形になっていくかなと思います、そういう形ですよ。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

設置費用につきましては、今回補正したような形で、今後も申請があれば設置費用については補正しながら、設置を進めていくという方向になるかと思えます。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。

次65ページ、御船町における中学校英語検定チャレンジ事業補助金、これの概要をお願いいたします。これは学校単位でやるもので、対象は中学3年生のみになっているのか。何か補助金の仕方です。それ学校でするための補助金になる。それとも、中学3年生がやりたい人、「はい、私がやります。補助金を受けます」という形なのか、どちらかどういふふうにやるのか、お願いします。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

中学校英語検定チャレンジ事業は本年度から熊本県が、各町が中学校3年生の英検受験に対し、その費用の3分の1以上を負担する場合に、その負担している町のみに対し、県がその受験料の3分の1をまた補助するというので、実際は県が3分の1を負担し、町が3分の1を負担し、受験する生徒の親御さんが3分の1を負担する事業となっております。内容については以上でよろしいでしょうか。

○9番（福永 啓君） ですから、これは3年生が、やりたい人が誰でも、それとも学校単位でやるのか、またはそれ以外の中学生、小学生等に対して、このような補助金はないのかどうか。それも併せてお答えください。

○学校教育課長（西本和美君） まず、希望者か全員かというところですが、これについては、希望者を想定しております。現在、御船中学校でこの英検を受けてくるという子どもというのはそんなに多くありませんので、この事業をきっかけに多くの子どもが英検のことを知っていただき、たくさんの子どものチャレンジしていただきたいと思っております。

ます。

今回につきましては、県の補助が中学3年生のみを対象としておりますので、本町についても今年度については中学校3年生のみを対象とし、今後については、また検討していきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 英検の成績が実は大学入試の制度改革に伴い、これが大学入試の試験に活用できると来年度からなるということになっております。だから、英検のこの制度というのは非常に有効な制度だと思いますので、ぜひこの機会にどんどん進めていただきたいと思っております。

最後です、すみません。71ページ、これは無形文化財に対する補助が出ております。御船町の無形文化財、これは現在幾つあって、補助の関係のところを書いてないところがあるのですが、それに対する基準等はどのようになっていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

無形文化財等につきましては、代表的なものとして若宮神社の通し物それから古閑迫の寅舞などがございます。これら地域における文化の伝承や芸能を保存していく、後世に伝える団体については、本町の文化財保護条例第8条において、文化財の管理において経費の一部について補助を認めているところです。

また、地域全体が1つとなって伝統芸能、伝承芸能の保存等継承を行っていくということにつきましては、連帯度を高めるものでありますから、それについては公益性の高いものと認め、本町の補助金法規則に基づき事業経費の一部を負担することを認めているところです。

補助の団体につきましては、当然、こういった団体から決算書等を供したところで、補助金を交付しているという形になります。

○9番（福永 啓君） ですから単純に、通し物は補助を受けていらっしゃるんですよね。それは、その団体自体が補助してくださいという申請が行われていないということで、だからということなののでしょうか。この補助に対しては、町から能動的に補助しましょうかではなくて、あくまでも申請があって補助という形になっているかなと思うんですけど。だから、補助を受けていない団体に関しては申請が上がっていないからという理由になってくるのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 若宮神社の通し物についてですけれども、こちらは若宮神社

が単体で行われている事業でございます。ですので、自治体においては政教分離の観点から補助金の支出については、慎重に検討しているところでございます。

○9番（福永 啓君）　これが、それを言ったら、神楽もね、何でも伝統芸能というのは神仏と結びつくところが大変多いのです。若宮神社の通し物は若宮神社は行っていません。実はこの若宮神社の何とか会とかありますよね。そこが行っている事業みたいですよ。あれは例大祭ですから、例大祭の事業は若宮神社が行っていますけれども、通し物自体は行っていません。そのようになっていますので、この部分です、どこにも引っかかってくると思います。その部分に対しての検討というか、これは私は積極的に、そういう分離されていますので、もし申請があれば補助する方向で進めていくのが適切かと思いますが、いかがお考えですか。

○社会教育課長（沖 勝久君）　私の認識不足で、議員の御質問にきちんと答えられなかった点につきましては、担当課として強くお詫びを申し上げます。

その上で、今後につきましては、内部検討を重ねた上で、支出に向けて検討できるようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○9番（福永 啓君）　ちょっと話題を、さっき別のことで話していただきました精霊流しもそうです。これが果たして宗教行事なのか伝統行事なのか。それは、非常に分けることは実は県とかではすぱっと分けていまして、補助金とか何とかで、例えば神社を今回修復しましたよね。それはそこに神主が常駐して何とかしていないこと、それはコミュニティ施設として修復していますよね。それは神仏ですよ。そういうふうに分けることは、もう結構可能なのですよ。ですので、そのところは、今まで国とか県とかで同じような問題を抱えていたから、結構明確な基準で分けてあります。ですので、御船町にもそれを応用していただいて、こういう伝統芸能については、積極的に振興を図っていただきたいと思えます。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君）　1点だけお尋ねします。数名の方から質疑がありました。51ページの地方創生道整備交付金事業です。この工事はいつから始まりますか。

○建設課長（野口壮一君）　現在、都市計画の手続きを今やっているところであります。今後、広域調整の検討委員会に諮って、それをクリアして、県の都市計画審議会等を経て、最終的に終わるのが、それから、一応都市計画の手続きを年内に完了して、同時に農地転用の

手続きを進めてまいります。その辺の最終的な手続き等を踏まえたところで、工事に着工していくということになります。

工事も今概略設計がまとまりつつありますので、今回の予算を承認していただいたあげく、すぐに実施設計に移っていきます。それに大体期間は、早く終わりたいところなのですが、やはり11月末ぐらいまでは実施設計はかかると思います。その辺を経て積算をして、早ければ12月中に発注もしくは令和2年、明けてからの1月ぐらいの発注で着工をスタートするという予定でおります。

○1番（中城峯雄君） かなりの大規模な工事ですから、地元説明会等の予定はされてますか。

○建設課長（野口壮一君） 工事に限った説明会というのは、まだこれからの取り組みということになります。ここの、今回都市計画の用途地域を測る前に、地区計画という原案説明会をやっております。令和元年の5月8日に、それに当該地権者それから耕作者、それから、周辺の住民の皆様を集めまして説明会をしております。工事に入る前には、必ずまた工事説明会をして、実施していきたいという考えでおります。

○1番（中城峯雄君） 地権者というのは小坂地区の方でしょう。今回の道路は、あそこの町道は甘木の地権者がかなりおりますもんね。だから、小坂だけではなくて、甘木の方、またよそから入ってくる、そういう人たちまではできませんけれども、耕作者を調べて、だって、そういった方が協力しないと、実際大規模農家の方は必ずしも、反対とは言いませんけれども、快く思っていない人もいますよ。まず、農地が減ることと、また渋滞して農道に車が入ってきはせんかという心配がありますので、そういうところは、私が議員として言っていきます。「心配要らないですよ」と言っていますので、そういったことを事前ですね。そのために私がおりますからと言っていますので、事前にはちゃんと説明しとかないかんですから、そこを一度心おきしとってくださいね。お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の都市計画区域の再建に伴って、都市計画の班の説明というのを実施する予定にしております。こういう道路の整備も含めたところでの説明をということになります。そういう段階での説明、それから、こういう工事の内容になった場合に、また、今議員が言われましたように、周辺の方々の関係者の方にもよく周知をして、説明会を開催したいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに。

○11番（清水 聖君） 67ページ、岩井希久子、田中憲一、この修復の助成金とあります。こ

れは、どこに展示してあって、どのような修復をされるのか。そしてまた、元のところに戻されると思うのですけれども、そののところをお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

田中憲一氏の絵を救う会助成金ですけれども、今年の10月12日から11月4日までの21日間、御船町恐竜博物館1階の交流ギャラリーで開催をされるというところでございます。今後につきましては、田中先生の絵がありますけれども、本町の誇る画家であります、井手先生並びに浜田先生おいでするので、その分を含めたところで、一体的な御船町の美の遺産として今後関係団体等と協議を重ねながら、今後の活用について考えていくというところでございます。

○11番（清水 聖君） 御船町には非常な著名人がいらっしゃいます。そういう方たちの絵画とかそういうものを見る機会がなかなか私たちにはありません。こういったことを踏まえながら、美術館なり何なりの計画とか、そういうのもしていただけると非常にありがたいと思います。

○教育長（本田恵典君） お答えしたいと思います。

今、課長から説明がありましたように、井手宜通先生、それから浜田知明先生、そして田中憲一先生と、偉大な美術家が3人、もっといらっしゃると思うのですけれども、御船町から輩出をしております。美術館の構想等につきましては、今のところ持っておりませんが、私自身は御船町を一つの大きな美術館と例えて、そして各公共施設あたりで御船町に残っております絵や美術品を展示をしたり、それから今御船高校にも呼び掛けをいたしまして、もしも御船高校に開いている教室がありましたら、郷土の美術館として活用ができないかどうかということ投げかけております。そういうことがもし実現できますならば、このお三方の作品等を定期的に展覧会を開いて、町民の皆様ひいては県民の皆様に公表することもできるのではないかなと思っております。

それから、付け加えさせていただきますと、この岩井希久子先生は、実は世界的な絵画の修復家でございます、例えばベトナムの国宝と言われる絵の修復でありますとか、国際的に活躍をされている先生でございます。田中憲一先生の絵の修復にあたっては、震災直後から興味を示され、そしてその修復にも積極的にあたっておいででございます。そういった貴重な修復の場や、あるいは修復された絵画を今後どう活かすかということについては、本当に真剣に考えてまいりたいと思っております。

○11番（清水 聖君） いいことを聞かせていただきました。ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今の関連ですけど、ここに田中憲一の絵を救う会とあるのですが、この救う会というのは、これはどういう団体ですか。わかっていたら教えてください。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

本町在住である蝸窯の渡辺氏、またその方を中心とした町民の有志の方々、またこの田中先生の教え子であります県立美術館の学芸員をされまして、御船高校でも教鞭を執られました、元熊本県立美術館学芸員の井上先生などで構成された団体と認識をしております。

○10番（田上 忍君） だから、その団体はどういうことをやる団体ですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） こちらの団体につきましては、今回、熊本地震で被災されました田中先生の絵を救うという目的で設立された団体と認識をしているところです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第8号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第8号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第9号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 説明書の76ページです。この中に今回の補正予算は、おおむね中山間地域等創生による包括ケア推進事業となっております。これについて御説明をお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） 中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業について、説明いたします。この事業は県の補助事業になります。中山間地域等においても高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や、生活支援サービスの基盤づくりを支援するものです。2年間の補助事業になります。

1年目は、住民ワークショップや介護予防サポーター養成講座の実施に係る費用の助成があります。2年目には、サービス立ち上げ後の運営費補助があります。平成28年度に実

施しました健康と暮らしの調査から、閉じこもりの割合が高く、笑いが少なくなったと感じている人の割合が高かった田代西部地区を配慮地域としました。平成30年度に地域住民の方と地域課題や対策について話し合いを繰り返し、今年度より月1回の通いの場を創設することになりました。地域住民が介護予防サポーターとなり通いの場で活躍をされます。人が交流し、自然と笑いが増える環境づくりに努めていきたいと思っております。10分の10の補助事業です。

○9番（福永 啓君） 中山間に限らず、これは有意義で必要な補助事業だと思います。これに関して、今回、田代西部のみということでしょうか。それとも、ほかに田代西部以外でもこのような事業が必要な地域があるかなと思うのですが、そのあたりに関しては、今後の展開はどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 今、地域包括支援センターが中心になって重点課題や重点地域を指定して取り組みを展開するという事業を行っています。第6期の介護保険事業計画の中に盛り込んだものは、中山間地域としては水越地域を指定しました。水越地域ではホテルの学校という集いの場と、あと配食サービスなどが地域住民の方たちが中心になって展開されました。平成28年度に暮らしの調査で評価をした結果、御船町に多かった閉じこもりという格差が少し改善されています。そして平成28年度は地震がありましたので、その影響によるものも考えられましたので、閉じこもりの対策は引き続き続けていくこととして、第7期の介護保険事業計画が田代西部になっています。今年またこの健康と暮らしの調査を実施する予定ですので、その新しく評価をすることと、新しい地域を選定していくことは第8期の事業計画の中にも盛り込んでいく予定です。

○9番（福永 啓君） そうしますと、これはこれまで行われた事業、単発の事業ではなくて、今後とも調査を続けながら、必要な地域があれば必要な事業を行っていくということでしょうか、よろしいですね。

○福祉課長（西橋静香君） はい、そのほかの事業と並行して進めていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第10号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（田上 忍君） 説明書の77ページにありますグランピングテント、先ほども説明があったのですが、これの具体的な説明と、それからこのテントの今後の活用というか、それを活用してどういう集客を求めているかとか、そういう説明をお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

グランピングテントの説明ということで、今、昨今もお洒落なキャンプ場の人気が高まっており、持ち込みテントの利用が増加している中で、手軽にキャンプをしたいという方をターゲットにグランピングテントを大小今回予算を要求しています。グランピングとは、ちょっと難しいのですけれども、グラマラス、魅力的など、キャンプを併せた言葉で、従来テントとは一線画じて、お洒落テントとなって、キャンプで使用される不便さを感じさせないものを取り扱っているのがグランピングということになっております。今回常設テントのエリアが老朽化しまして、そこのテーブルを利用して、テントを利用させていただくということで、また昨年造りました星の森ヴィラ等にまた利用を高めていくなるといって考えて今回計画をしております。

○10番（田上 忍君） すると、このテント、今度利用料とか、そういうのも出てくるのか。それとも無料で誰でも先着順で使えるのか、それをお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） 使用料につきましては、今設定しております金額、常設テントの金額は4,000円で考えております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第11号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回、小坂地区の下水道の敷設というか、その設計と工事が出ておりますが、これはどこに引き込む感じですか。どこに敷設するのでしょうか。今朝ですね、ちょうど建設課から地図が出されておりますから、それでわかるのであれば教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

公共下水道の管渠につきましては、町道等の道路敷に管渠を埋設するというのが原則になっております。先ほど議員が言われました地図で説明をいたしますが、今現在、小坂の集落の、これは真ん中の一番下に小坂集落とありますが、この一番西側に牛舎があります

が、この牛舎の前の町道が今現在整備されています。ここから、小坂八竜1号線、緑色の道路を通りまして、八竜下高野線と交わっているところがございます。ここから、国道のほうに左折します。そして、国道の手前のピンクであります小坂八竜線2としていますが、ここからそのアパートの裏手になりますが、そちらのほうに通りまして、その水路の手前までをルートとしております。

○10番（田上 忍君） それと、これも、さっきと一緒に、コストコが来るためのコストコのためというのではなくて、ここの住宅が何軒かありますが、このためのものと理解するのですけれども。では、これで町の大きな管を入れて、今ここにアパートと、あと数軒ありますが、そこは下水道にはいつから加入されるのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

加入につきましては、これは御本人の意思になりますので、整備を行って、また今現在この地区の下水の処理につきましては、合併浄化槽でほとんどのところが処理されておりますので、すぐに接続されるかどうかは、これは御本人自身になりますので、これは確認して接続していただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 確かに合併浄化槽だったら、早急には必要ないと思いますけれども、すると、ここに今建っている住宅、住民の方に対しての、下水道関係の測量とか、そういうのをこれからやっていくのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の補正につきまして、管渠の測量設計委託というのを上げております。その管渠の築造と併せてこの周辺の測量設計も行っていきます。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第12号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第12号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 証書借り入れということで金額が出ております。この中には豊秋地区の配水管敷設替えと、それから小坂地区の配水管敷設ということですが、この金額の内訳どういうふうになっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 工事費の仕分けでしょうか。もう一度お願いします。

○10番（田上 忍君） 工事費というか、企業債補正と書いて、第3条、企業債の限度額の変更は次表、企業債補正によると書いてあります。そして表がありますね。この中に証書借り入れということで、この起債の目的のところ、豊秋地区配水管敷設替え工事及び企業誘致に伴う小坂地区配水管敷設工事ということで金額が出ております。これは2つのことの借入金額ですね。ということで、それぞれ、豊秋地区は幾らで企業誘致に関する金額は幾らかということで教えてくださいということです。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の企業債の借り入れにつきましては、80ページに出しています工事費です。この高木、豊秋地区の工事費、それと企業誘致、小坂地区の管渠敷設工事についての借り入れということになります。

○10番（田上 忍君） だから金額を言ってくればよかったですよ。

○環境保全課長（緒方良成君） 豊秋地区につきましては5,500万円、それから小坂地区につきましては4,473万4,000円の借り入れをします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和元年度第3回御船町議会定例会6月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和元年度第3回御船町議会定例会6月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員